

平成21年第1回
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成21年3月16日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	姥	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	22	番	小園	江	一	三	君
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠 席 議 員

21 番 柴 沼 広 君

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	渡 邊 千 明 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	塩 田 満 夫 君
総 務 部 長	深 澤 悌 二 君
市 民 生 活 部 長	打 越 正 男 君
福 祉 部 長	岡 野 正 三 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	小 松 崎 登 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	加 藤 法 男 君
消 防 次 長	植 木 敏 夫 君
会 計 管 理 者	仲 村 新 一 郎 君
笠 間 支 所 長	光 又 千 尋 君
岩 間 支 所 長	横 田 文 夫 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	高 野 幸 洋
次 長 補 佐	柴 山 昭
主 査	高 野 一
主 幹	川 野 輪 良 子
事 務 補	篠 崎 三 枝 子

議 事 日 程 第 3 号

平 成 2 1 年 3 月 1 6 日 (月 曜 日)

午 前 1 0 時 開 議

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 一 般 質 問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（市村博之君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は27名であります。本日の欠席議員は、21番柴沼 広君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（市村博之君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、26番常井好美君、27番海老澤勝男君を指名いたします。

一般質問

議長（市村博之君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

最初に、20番杉山一秀君の発言を許可いたします。

20番（杉山一秀君） それでは、通告したとおりに一般質問を行います。

まず、最初に、県道稲田友部線、道路の改修についてお尋ねをいたします。

笠間市も、合併して大変大きくなりましたので、何かとお忙しいことと存じます。実は

水戸線稲田駅の西側の道路につきましては、ご存じのとおり大変曲がりくねっておりますと同時に、道路幅が狭く、日常生活をする上で大変困っております。よその道路は拡幅されて住民の皆様が喜んでおりますのに、この県道稲田友部線の道路につきましては、どうしたわけかそのままになっているのです。なぜなのでしょう。

聞くところによりますと、この道路改良をするより、ほかの違った路線を通す計画があるやに聞いておりますが、本当なのでしょう。もしこの道路よりもすぐ近くを通る路線をかえるならばどの線にかえるのか、今までの計画の経過と今後の見通しなどについて、わかりやすくご説明をいただきたいと思っております。

次に、市道来栖本戸線拡幅計画についてお尋ねをいたします。

ちょうど水戸線稲田駅裏側あたりからフルーツラインまでの道路につきましては、既に実施する計画と聞き及んでおります。通学道路にもなっていますし、くにかくにやに曲がっていて狭いところですが、既に土地の所有者も協力するということになっているようですが、いつまで待ってもなかなか拡幅工事は始まらないと話しています。笠間の市道に認定されているのですから、計画されているでしたらすぐに始めていただきたいのですが、今どのようになっているのか、その進捗状況などご説明をお尋ねいたします。

まさか計画倒れということはないと思っておりますので、そのあたりのところをあわせてお問い合わせをいたします。

次に、県道杉崎友部線についてお尋ねをいたします。

常磐線友部駅の北口広場の拡幅や道路などにつきましては、市の担当者も熱心に努力しておられる様子で、頭の下がる思いでございます。

さて、私も通勤しておりますが、杉崎より入り、ちょうど小原神社周辺に来ると、非常に複雑な道路となり、くねくねと曲がっている上、またとても狭く、車で走っていても、いつも冷や冷やしているところです。友部駅の北口までは、改良されていて大変乗り心地もよいのですが、この小原神社周辺のみは、ただただ驚くばかりなのです。この周辺につきまして、何かいい考えがあるのかどうかわかりませんが、私たち住民に不安のないような、現在の考え方や計画について何かあるのでしたら、わかりやすくご説明をいただきたいと思っております。市民は何とか広い道路を望んでいるわけですから、早急に手がけてくださるよう期待しております。

次に、水戸線笠間駅、宍戸駅に中間駅設置についてお尋ねをいたします。

笠間市は観光のまちをスローガンにしていますが、笠間稲荷神社も年間300万人の観光客でにぎわいを見せておりますが、今、100年に一度と言われている不況の風が笠間市にも吹いております。各商店や各企業も大変厳しさを味わっており、困ったことだと思っております。

しかし、困った、困ったと言っているだけでは何の解決にもなりません。笠間市を活気づけるために、笠間市にもたくさんの観光地があります。工芸の丘、芸術の森公園、茨城

県窯業指導所、それに陶芸美術館、またつつじまつりでにぎわうつつじ山公園、それに古くから有名な佐白山や人気の高い笠間稲荷神社などたくさんのいい場所がありますが、どれも笠間市のドル箱的な存在であります。

この場所に行くには、友部駅や笠間駅など使いますが、それならばこの観光地に近いところから歩いて行ける場所で列車をおりることが一番よいと思うのです。特にキャンペーンのときには必要と思います。

皆さんが知っている水戸偕楽園駅は非常に人気が高いと言われておりますが、同じように笠間駅から穴戸駅の間に臨時駅をつくれれば、観光客の皆さんも大変便利になります。歩きながらいろいろと見ることができると思います。何もやらなければますます落ち込んでいく笠間市の経済発展につながる一大計画案だと思います。観光客もふえるし、観光地も喜ぶし、あわせて笠間市も潤っていくというこの計画案に、ぜひ考えを密にしていけたらと思っておりますが、この件につきましてそのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（市村博之君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、ご質問の稲田駅西側の道路計画の見通しでございますけれども、これにつきましては、2番目の市道来栖本戸線の拡幅計画のご質問と関連いたしますので、あわせてご説明を申し上げたいと思えます。

水戸線稲田駅西側につきましては、県が管理する道路でございますが、県道稲田友部線でありますけれども、道路幅が狭く、地域住民には大変ご不便をおかけしている道路であります。

しかし、この地域は、住宅が連檐しておりまして、拡幅改良が困難な地域でございます。そのため、県と協議しました結果、現道拡幅ではなく、バイパス化を図ることが最も効果的な道路と判断いたしまして、合併市町村幹線道路緊急整備支援事業という市道来栖本戸線を計画したものでございます。

この道路は、議員もご承知のとおり合併特例債を活用し笠間市が事業を実施し、完成後は県道に移管できるというような規格の高い道路でございますが、そういった位置づけをしているところでございます。このバイパス計画の起点は、市道稲田福原線の終点と県道稲田友部線の丁字路から稲田の大古山地区を経まして、水戸線と並行し、フルーツラインと十字交差をいたしまして、さらに来栖地区を通り、国道355号線まで通ずる全体延長3,200メートル、幅員が10メートルの道路でございますが、平成18年度に事業を着手したところでございます。

現在の進捗状況でございますけれども、平成19年度に路線測量が完了いたしまして、現在、用地測量や補償調査を進めております。21年度からは用地取得に着手してまいる計画であります。先ほど申しましたとおり合併支援道路でございますので、基本的には平成27

年度完成を目途に努力をいたしているところでございます。この道路が完了いたしますと、稲田駅西側の交通環境は改善されるものと考えているわけでございます。

次に、県道杉崎友部線についてお答え申し上げたいと思います。

これは小原地内の県道杉崎友部線でございます。この道路につきましては、水戸市境から小原の久保宿までの延長1,640メートルで、車道幅員が6メートル、両側に2.5メートルの歩道を設置する総幅員12メートルの道路計画でございます。

この区間につきましては、狭くて曲がりくねった道路の上、小原神社交差点を右折し、沿道には住宅が連檐している地域でございます。そのため住宅連檐地域を避ける一部バイパス計画をしているところでございます。このバイパス計画につきましては、一部県営土地改良区の区域内ということでございまして、創設換地により平成19年度から20年度の2カ年にかけて県道用地を取得をいたしているところでございます。土地改良区域の外につきましては、財源の確保が非常に厳しいという中で、用地が取得できない状況で現在いるわけでございます。

同路線につきましては、現在、友部駅北口のアクセス道路として、日本たばこ産業付近の道路整備を実施しているところであり、このアクセス道路完了後に小原地内の道路に取り組めるよう、県と協議をいたしているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 20番杉山議員のご質問にお答えいたします。

本市の観光客でございますが、統計によりますと、訪れます観光客の利用交通機関は、自家用車が全体の86%を占め、鉄道やバスの利用が5%、さらに貸し切りバスが9%となっております。また、つつじまつりと陶炎祭時期には、「快速笠間deお散歩号」が3日間、そして秋の菊まつり期間にも3日間、上野駅から笠間駅まで直行できる臨時列車が運行されまして、首都圏からの観光客が笠間市へ訪れ、市内の観光施設を周遊しております。

このような中、臨時駅の設置は、春の陶炎祭や秋の匠のまつり開催時の渋滞緩和には貢献できるものと考えておりますが、JR東日本において臨時駅の利用者数やコスト面において採算面が大きな課題となります。さらに、駅の整備につきましては、臨時駅、駅前広場、そしてアクセス道路を含めて市が費用負担し整備することになりますので、費用対効果や整備の方法などを考慮しますと、多額の費用が予想されるため、臨時駅設置は大変難しく、実施については考えておりません。

今後とも、鉄道利用者に対して観光客が市内でスムーズな移動ができるよう、友部駅や笠間駅を起点とするシャトルバスの運行、周遊バスですね。笠間駅からのレンタサイクルの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 20番杉山一秀君。

20番（杉山一秀君） いろいろお答えをいただきましてありがとうございます。

最初に、稲田の路線につきまして、今まで非常に不自由をしてきました。随分ほうっておくんですけれども、今度いよいよ始まってもらって、便利になるのかなとは思いますが、やる気があってやるんですから、やっぱりフルーツラインまで、それから来栖から355号につながるということまでやっていただけるといいますから、この問題につきましては、ぜひともやって完成をしていただきたいなということをお願いしておきます。

それから、杉崎友部線県道につきまして、なかなか予算がないからできないということをおっしゃっていますが、そう言えばやらないだろうと思うでしょうけども、通る我々にしては、何か狭くて、危なくて、どうしようもないということをお何とか優先にさせていただきたい。そして、その道路をつくっていただきたいなということをおっしゃっていますので、この件につきましても、予算がないからとか、もうできないからというのではなくて、できるだけこの路線を考えてほしいということをお願いしておきたいと思います。

それから、中間駅のことですが、毎日利用しているのは、笠間駅は3万1,032人、宍戸駅では1,050人という利用客がありまして、宍戸駅から笠間駅まで5.2キロもあるんです。友部駅から宍戸までは3キロぐらいで電車で3分、宍戸駅から笠間駅までは5分ぐらいの電車の時間がかかります。ですから、その間に、さっき私が申し上げましたように、非常に旧笠間町は観光地が多うございまして、今、自家用車が非常に多いと言っていますが、本当に中間駅ができればもっともっと見物人もふえるのではないかと、そんなふうにおっしゃって仕方がないのであります。

駅をつくるについては、駅前広場等のかかりが非常にかかるのでできないということですが、やっぱり観光客を呼ぶのには多少お金がかかっても仕方がないのではないかとおっしゃいます。全部、予算がない、予算がない、できない、できないと言えども何もやることできない。そういうことを考えれば、中間駅につきましては絶対に必要であると思うんです。ですから、その件についてもう一度お答えをいただいて、そしてできるだけつくっていただきたいなと思っております。お答えをお願いいたします。

議長（市村博之君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 再度の質問でございます。

まず、笠間市の観光拠点、点在してございます。神社、それから日動美術館、焼き物、工芸の丘、佐白山周辺、幾つかあります。

まず、偕楽園との違いは、偕楽園は園内に駅が設置されているということでございます。そういう点で、笠間市で臨時駅ということになりますと、まずホームの設置、それから周辺の広場、アクセス道路、そういうことが、概算、積算しているわけではございませんが、10億円前後ぐらいの投資費用がかかるのかなという感じでございます。一つの問題点とすれば、設備投資の問題と、それから周遊性をどう確保するかというのが大きな問題になる

のかなと。

例えば偕楽園ですと、観梅だけのお客さんでしたら、そこでおりて水戸駅まで行くという形になりますけれども、笠間の場合には、観光施設が点在しているということからすると、市内の経済効果というのが非常に図れないのではないかという気がします。イベント時については、交通緩和という観点とすれば若干の軽減は考えられますけれども、やはり鉄道、バスの利用客が全体の5%ということですから、三五、十五ということで、年間15万人程度になるかと思います。

また、臨時列車でございますが、春3日間出ています。5月3日には230人、5月4日には300人、そして5月5日には100人ということで、3日間で合計630人でございます。さらに、秋につきましては、3日間で149人、両方合わせましても779人ということで、非常に電車の利用客が少ないというのが現状でございますので、そういういろいろなことを考えまして、臨時駅の設置は考えておりませんということで、冒頭申し上げた次第でございます。

議長（市村博之君） 20番杉山一秀君。

20番（杉山一秀君） お答えを聞けば、なかなかやってもらえないということはわかります。でも、何かやらなければ、本当に笠間市は冷え込んでしまうのではないかということ考えたときに、そんなお金がかかっても、アクションを起こしていったらいいのではないかと思います。

散り散りに観光地があると聞きましたけれども、笠間は意外と工芸の丘なんかの場所は非常に整っておりまして、それにみんな見たいなということがあるんです。ですから、電車がそこでとまるということになれば、またまた動きが違うのではないかと思ったりもいたしまして、いつも考えているわけでございます。

また、話は別になりますが、笠間には焼き物がありますが、益子の方に足を伸ばして益子焼の方から笠間焼を見たいなという人もおりますから、そういうバスなんかも考えてみるといいのではないかと思います。これはさておきまして、いずれにしましても、この中間駅をつくるということは、新しい試みでございまして、予算がないかもしれませんが、活気を与えるということになりますと絶対に必要であると私は思いますので、これからもよく研究をしていただきたいなと思っております。

非常に突飛な話ではございますが、水戸の偕楽園とは違うということをおっしゃいますが、笠間だって絶対に負けられないような施設はたくさんあります。ですから、もう一度考えを新たにして、そういうことがあるのかな、いいのかなということを考えていただきたいと思います。

お答えをいただくようになると、どうせ予算がないからできませんということになりますから、もうお答えは結構でございますが、そういう質問があったということで今後考えていただきたいなと思います。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

議長（市村博之君） 杉山一秀君の質問を終わります。

次に、18番大関久義君の発言を許可いたします。

大関久義君。

18番（大関久義君） 18番大関久義です。

さきに通告をいたしました、1、笠間市行政区について、その中で、1、区長報酬について、2、行政事務連絡交付金について、3、行政区に依頼している募金や会費の徴収について。二つ目として、税の納付について、この中で、1、コンビニ収納が新たに導入されてからの現状について、2、納入の対処方法について。三つ目といたしまして、消防について、消防については4点、1、自治消防団と消防署の現状について、2、貯水槽及び消火栓について、3、各分団の車庫兼詰所について、4、各分団の運営について、以上3項目について一般質問をいたします。

山口市長におかれましては、平成18年に市長に就任以来3年間で過ぎ、そして21年度で4年目に突入するわけであります。県議会議員4期15年の実績と経験をフルに回転し、笠間市民のために一生懸命汗している姿に敬意を表したいと思えます。

就任以来、一貫して、公平・公正な一つのまちづくり、住民との対話・連携・協働、開かれた市政・情報公開、そして行財政改革の断行と、四つの理念のもと、休まず取り組んで実施していることは、笠間市民にとっては頼もしい限りであると思えます。各地域での行政懇談会や各分野との懇談会と対話集会なども実に有意義な開催であり、市民の声が届く市政、行政の源になっていると感じているところであります。

まず、最初に、笠間市行政区についてをお聞きいたします。

区長報酬であります、現在、どのように報酬の基準を定め、お支払いをしているのか。行政区は、全体で319で構成されております。各世帯数での現状をお伺いいたします。また、最少の区と最大の区の世帯数はどういうふうになっているのか、お伺いをいたします。

次に、行政事務連絡交付金についても、支払いの基準等をお尋ねいたします。また、行政区に依頼している募金や会費の徴収について、社会福祉協議会会員会費、共同募金、青少年育成会費、交通安全母の会会費等、年に6回の徴収を行政区に依頼しておりますが、それらの現況と経緯をお聞きいたします。

次に、税の納付についてお尋ねをいたします。

電話の料金や電気料の料金をコンビニで支払いができるのと同じように、笠間市においても平成20年度に税金の納入ができるようになり、大変好評を得ております。特に若い世代にとっては、時間に制限されず、土曜、日曜にかかわらずいつでも納めることができるようになり、大変喜ばれております。20年度の新たな導入ですので、税の納付の現状についてお尋ねをいたします。わかる範囲のもので結構でありますので、今までの収納状況、コンビニの割合をお伺いいたします。軽自動車等は収納すべて終わっておりますので、は

っきりしていると思いますので、わかる範囲で結構でございますので、お尋ねをいたします。

また、税の納入の対処方法についてお聞きいたします。コンビニ収納が新たに導入されました。現在、笠間支所の会計窓口、岩間支所の会計窓口、友部の本庁窓口それぞれ徴収の業務を行っておりますが、どのように業務を処理しているのか、それらについてもお尋ねしたいと思います。

続きまして、消防について4点ほどお尋ねいたします。

まず、最初に、自治消防団と消防署の現状についてお伺いをいたします。

合併をして4年目を迎えますが、各地区の消防団と笠間市消防署の現状、あるいは連携、それらはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

2番目に、貯水槽及び消火栓についてお聞きいたします。

笠間、友部、岩間地区それぞれの地区の配置、整備についてお尋ねをいたします。貯水槽については20立米、40立米、いわゆる20トン、40トンのものがあると思いますので、分けてお答えをいただきたいと思います。

3番目に、各分団の車庫兼詰所についてお聞きします。

この件については、12月の定例議会にも質問がございました。この回答の中でお聞きしたところ、合併前の状況と合併後の状況が、岩間地区で見てもみますと天と地ほどの違いがあり、各地区の消防団後援会の人たちも驚いており、まだ全部この件についてはご理解をいただいてもらっていないのではないかと思うのであります。

といたしますのは、特に岩間地区で申し上げます。

各分団の車庫兼詰所、これらは各後援会にて土地を取得し、建物を後援会で負担してきた経緯がございます。合併後は、笠間市が土地も建物も含め全額負担をして建設整備をしていくとの答弁でありました。これはすばらしいこと、すごいと私は思いました。しかし、その反面、私たち岩間地区で今までやってきたのは何だったのかと思うところも強く感じたわけであります。合併による効果であると思いますが、この件について現況と今後の整備計画についてお伺いをいたします。

4番目に、各分団の運営についてであります。今定例会において自治消防団員の報酬の見直しがありましたが、それぞれの分団の運営についてどのように執行部の方では見ているのか、見解をお伺いいたします。

以上3項目について、まずお伺いをしたいと思います。

議長（市村博之君） 総務部長深澤悌二君。

〔総務部長 深澤悌二君登壇〕

総務部長（深澤悌二君） 18番大閣議員のご質問にお答えいたします。

区長報酬につきましては、基本額が年額3万円、これに世帯割として1世帯当たり800円を加算してお支払いをしております。

20年度は、区長数が319人、加算世帯、対象世帯数は2万3,208世帯、総額2,813万6,400円を支出しております。

次に、行政事務連絡交付金につきましては、各区において行政事務連絡を円滑に推進するため、行政区及び行政区に準ずる班を対象に、1世帯当たり1,000円の金額で交付しております。その使い道としては、回覧等に使用する備品の購入費、文書配布、回覧を担当する班長への謝礼、その他行政区等の運営費に充てていただくこととしております。

20年度の交付実績としましては、行政区319と区に準ずる班10を交付対象として、2万3,301世帯分、総額2,330万1,000円を交付しております。

3番目の行政区に依頼している募金や会費徴収についてでございますが、まず、市の業務として募集をお願いしているものとして、日本赤十字社の社費がございます。これは災害救助活動や国際救護活動、血液事業などの資金となるもので、1戸当たり500円を目安に5月に募集しております。日赤につきましては、市町村はその支部組織となり、首長がその長を務めていることから、市の業務としてお願いをしております。

次に、市以外の団体からの依頼によるものでございますが、社会福祉協議会からの依頼による一般会員会費1,000円、特別会員会費3,000円を7月に、さらに10月に共同募金、12月に歳末たすけあい募金、どちらも1戸当たり500円を募集しております。

また、青少年育成茨城地区市民会議と青少年育成岩間地区市民の会からの依頼による会費200円、交通安全母の会からの依頼による会費100円をいずれも7月に募集しております。

これらの募金や会費徴収につきましては、活動目的が社会福祉の向上や青少年の健全育成、交通安全の推進に寄与するためのもので、また合併前から区長さんをお願いをしていたという経緯もあることから、お願いをしてきたものでございます。

今後の取り扱いにつきましては、区長会や関係団体と協議して対応してまいりたいと考えております。

次に、コンビニ収納の件でございます。

コンビニ収納につきましては、今年度から導入いたしました。その利用状況でございますが、固定資産税ではコンビニからの納付件数が1万4,771件で利用率16.4%、市民税は納付件数1万308件で利用率17.2%、軽自動車税は納付件数6,996件で利用率29.5%、国民健康保険税は納付件数8,789件、利用率13.8%でございます。当初の見込みでは、市税全体ではコンビニからの納付率を約15%程度としておりましたが、実際は納付書による納付が23万7,210件で、うち4万864件がコンビニからの納付件数でございます。利用率は17.2%となっております。

行政区の最少は4戸、最大は495戸でございます。

議長（市村博之君） 会計管理者仲村新一郎君。

〔会計管理者 仲村新一郎君登壇〕

会計管理者（仲村新一郎君） 納入の対処方法につきまして、18番大関議員のご質問に

お答えをいたします。

指定金融機関各派出所の窓口収納につきましては、犯罪による収益の移転防止法に関する法律に基づきまして行われております。取引業務を行った場合には、顧客等の本人確認を検索するための事項及び当該取引の記述内容、その他省令で定める事項に関しまして記録を作成しなければならないとされております。

この法律に基づきまして、各派出所の窓口では、税等の納付に来られた方の氏名及び電話番号等を所定の用紙に書いていただいております。また、書くことが困難な方につきましては、聞き取りによる代筆を行っております。法令遵守ということで、ほかの金融機関におきましても同じような対応がされております。現在は浸透してきておりまして、トラブルもなく順調に業務が行われております。

また、笠間市の窓口対応としましては、間違い等を防ぐために、収納の際には、納付受付票の作成、あるいは納付書に預かり金額、あるいはつり銭等の記入を行いまして記録の作成をし、残しております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 消防次長植木敏夫君。

〔消防次長 植木敏夫君登壇〕

消防次長（植木敏夫君） 18番大関議員のご質問にお答えいたします。

自治消防団と消防署の現状についてでございますが、指揮命令及び災害現場への出動については、消防署の場合は、警防規程の定めに基づき当該消防署へ出動指令がかかり、出動することとなります。このとき火災現場に最先到着した指揮者は、上級指揮者が到着するまで指揮と責任を負うこととなります。

消防団の場合は、あらかじめ協議の上、11の地区に出動区割りがなされております。災害が発生いたしますと、消防本部の通信指令課からこれら団幹部及び区割りごとに決められている分団等へ指令がかかり、出動することとなります。消防団の指揮は、団の上級指揮者が行うこととなりますが、消防団は、消防組織法上、消防長または消防署長の所轄のもとに行動することとなります。

次に、貯水槽及び消火栓の設置、整備状況についてですが、市内には、水利の基準に該当いたします40立方メートル以上の公設防火水槽は、全部で651基であります。地区ごとに見ますと、笠間地区が295基、友部地区が231基、岩間地区が125基であります。また、水利の基準以外40立方メートル未満は、全体で321基でございます。

今後の整備計画につきましては、基本的には老朽化したものを中心的に、40立方メートル未満の既存防火水槽を土地所有者の同意を得ながら撤去し、改良していく計画であります。

次に、消火栓についてお答えいたします。

市内にある消火栓は、総数で1,206基であります。地区ごとに見ますと、笠間地区が380

基、友部地区が516基、岩間地区が310基となります。

次に、各分団の車庫兼詰所についてですが、笠間市消防団は、現在46箇分団あります。笠間地区が19箇分団、友部地区が15箇分団、岩間地区が12箇分団であります。これら施設の整備につきましては、整備計画を立てまして、古いものから順次更新しているところで

す。また、これらに係る経費でございますが、現在は全額市の負担で行っております。これまでは、笠間地区では従来から市が、友部地区では平成17年から町が負担し、岩間地区では後援会で負担してまいりました。消防団は、長い歴史の中で、おのずからの地域はおのずからで守るという郷土愛護の精神から、住民おのずからの自発的な意思により参加し、地域住民の有志によって組織されたという経緯がありますことから、以前は、地元の寄附や後援会費などで建設されていたものであります。合併後は、市の負担で整備しております。

次に、各分団の運営についてでございますが、消防組織法上には、消防に要する費用は当該市町村が負担すると明記されております。消防団の詰所の建設費用、消防ポンプ車等の設備の購入費用、そして施設の修繕や電気代、水道代等の維持管理費用は、当市で負担しております。

消防団の活動に対する感謝の意味として、地元からいろいろな名目で後援を受けていることは承知しております。後援は地域ごとに生まれた慣習であり、消防後援会費の金額についても地域によってさまざまなようでございますが、今後ともご支援くださいますようお願いいたします。

以上であります。

議長（市村博之君） 18番大関久義君。

18番（大関久義君） 再質問をいたします。

行政区については、総務部長の方からお答えがありました。調べによりますと、世帯数を笠間市全体で見てもみますと、10世帯以内が7区、10から50世帯が125、50から100世帯が119、101から150が37区、151から200世帯が21区、200世帯以上が10区、合計で319ということであります。

少ない世帯数、一番最初で4世帯だという話をお聞きしました。また、一番多い世帯数が495、余りに差があり過ぎると思います。なぜこういうふうな状況に陥ったのかは、それぞれの地域での区の成り立ち、そういうものにゆえんがあるんじゃないかと思いますが、どこかで一線を引く必要があるのではないかと思いますので、今後の対応をどういうふうにするのかお尋ねをしたいと思います。

区長の報酬の均等割の支給が、今、一律3万円。一律3万円だとすると、今言った4世帯の区でも3万円、495世帯でも3万円。これは、市長が示しておられる公平・公正なまちづくりとは合致しないのではないですか。どこかに基準をつけて見直しを図る必要があ

ると考えますが、執行部のお考えをお伺いします。

ちなみに、市内の最少の区の4世帯の区で計算をしてみますと、均等割3万円、プラス4世帯×800円ですから、3万3,200円と年間になります。最大の区では、均等割が3万円、495世帯×800円で42万6,000円であり、報酬の差では39万800円ではありますが、仮に495世帯を最少の区を認めている4世帯で比較すると123区ができるわけでありまして。4世帯の区の年間の報酬が3万3,000円でありましてから、123区を掛けますと408万3,600円となり、実に365万7,600円の不足を生ずるのであります。また、笠間市で世帯数の一番多い50世帯での計算をすると、均等割3万円×50世帯×800円ですので7万円でありまして。495世帯が最大でありまして、10区になるかと思えます。10区×7万円で70万円となり、27万4,000円の不足を生ずるのであります。

このようなことを考えますと、均等割については、やはりどこかで線を引き是正をする必要があると考えますので、再度お答えをいただきたいと思えます。

それから、行政事務連絡交付金につきましては、各戸の自主的な運営にその費用は任せられているとのでありますので、結構だと思えます。

しかし、各行政区の徴収については、それぞれ行政区で苦労しているのが現状のようであります。

と申しますのは、過去に各区において納税組合を組織しておりました。納税組合の納税還付金が各行政区の運営費に充てられており、非常によい仕組みだと思っておりましたが、納税組合の還付金が廃止となり、各行政区の運営に支障が来てしまったようであります。それらに伴って、区費の値上げ等についてもかなり影響を与えておるのが現状ではないかと思えます。

高齢化になって行政区に加盟する人が脱会をする、区の加盟が少なくなっている、そういう話があちこちから聞こえてきております。やはり行政区と市の方は、一体となって市の運営にスムーズにいくようにいかなければならないのではないかと考えるわけでありまして。事務交付連絡金についても、できれば見直しをお願いしたいところでありますので、これらについてもご答弁をお願いいたします。

行政区に依頼している募金や会費の徴収についてであります。先ほど答弁がございました。日本赤十字社社債、これ5月、共同募金、これ赤い羽根、それから歳末たすけあい募金、社会福祉協議会会員会費、そして岩間と友部地区にだけあるんですが、青少年育成町民の会、または市民の会の会員会費、そして交通安全母の会の会費、六つの種類があり、これらを合計しますと、年間最低で2,800円かかるのであります。

この会員会費、これは何をもって会員としているのか、私にはいまひとつ理解ができませんのであります。私の調べた範囲では、会員は全世帯を会員としているとのことのようにあります。全世帯が会員であれば、例えば社会福祉協議会の会員費は2万8,000世帯中1万9,000世帯だけを見ているんですね。交通安全母の会の会費は、やはり2万8,000世帯中

1万9,300世帯だけ、そして岩間地区の青少年育成町民の会、また笠間地区の市民の会の会費は、この2地域だけでありまして友部は行っていません。これらの会費を、行政区に入っている世帯の人だけが、負担をしたり協力したりしているのが現状なのではないですか。

もう少し具体的に例を挙げますと、青少年育成岩間町民の会の総会の資料、ここにありますが、ここから見てみますと、平成19年、20年度とも会費の徴収の予算額は54万5,000円となっております。これは2,725世帯の徴収の計算であり、岩間地区の世帯数5,549世帯の半分にも満たない数字の計上であります。

交通安全母の会の総会の資料では、2万世帯の予算の徴収の計上をしてあります。70%の徴収の計上であるんですね。それから、社会福祉協議会会員会費では1万9,000世帯からの徴収の計上となっており、笠間市は、先ほど申し上げましたように2万8,000世帯あるのだから、予算の計上も世帯数の計上にすべきではないかと思えます。

会員とは何なんですか。行政区を通して会費の徴収をしていて、各団体では個々に徴収をしていない、そのような気がしてなりません。全世帯が会員であれば、予算計上は全世帯を計上し会費の徴収に努力すべきであると思いますが、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

いわゆる行政区に加入している人だけが支払いをしているということは、正直者が報われないようなことになってくるんじゃないかと思われれます。あつてはならないわけでありますので、お尋ねをいたします。

次に、納税の問題であります。

実にコンビニを利用している人が多いのでありますね。固定資産税で16.4%、これはまだ全部終わってないわけであります。年度内に終わった軽自動車税だけを見ても29.5%、30%近い人がコンビニを利用しているのです。これらコンビニの収納は、非常によい施策であると思っております。

税の納付については、各会計課の窓口、また各金融機関等があり処理をしているとのことでありますが、各支所、本所とも、先ほど会計管理者がおっしゃったように、納めに来られた方に住所氏名、電話等を書かせているとのことであります。コンビニではバーコードで素早く納付ができ、土曜、日曜、深夜にわたって納付することができます。文字を書かなくても済むんですよ。お年寄りの方は、文字を書くのが非常につらくなっているのではないかと思います。

ある市民の方は、書くときにどうしても手が震えてしまう、だから私は家内と一緒に行かなくてはならないんですよと言っておられました。若い人だって書くのは煩わしいと思えます。

納付書に納付金額も住所も氏名も書いてあるんです。なのに、どうして窓口で書き込みをしなくてはならないのか、腑に落ちないのであります。

私も、そのような話を聞き、窓口へ納めに行ってきました。そうしたら、それらのこと

は本当だったのでありますね。「納付書を持って納めに来ているのに、なぜ書かなくてはならないのですか」と私は聞きました。聞いたところ、奥から職員が出てきたんです。市の職員が来て、「私たちが扱えば書かなくて済む、私たちが扱いますよ」と言うのであります。これは一体どういうことなんでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

片や、バーコードでピピッとやるだけで納付済みです。もう一方で、わざわざ納めに窓口まで来ている人に、住所と氏名を一々書かなくてはだめ。で、奥にいる職員を呼んで納付をすれば書かなくて済む、私たちが扱えば書かなくて済む、そのようなことは私にはどうしても納得できないのであります。この窓口の業務については、すぐにでも改善をすべきだと思います。

収納事務委託料、計上してありますよね。払っているんです。今までは、常陽銀行ですよ、今、指定機関が。そういうところに支払いはしてなかったんです。あるときから支払いを、21年度の予算でも315万円計上してあります。なのに、市民の方々に不便をかけるようなことがあってはならないと思いますので、お伺いをいたします。

次に、消防についてお伺いします。

自治消防団と消防署の現状については、現場での指示命令系統が的確にされているとのことあります。消防署員と各分団員が、スムーズな連携のもと行っていると聞いて安心をいたしました。そして、その業務は私たち市民の負託にこたえられている。日夜問わず私たち笠間市民の生命、財産を守るため活躍している姿に対し、感謝をしたいと思います。

貯水槽及び消火栓についてであります。40立方メートルの水槽は651基あるとのことですが、20立方メートルにおいては特に友部、岩間地区に多く見られるようであります。笠間地区で20立方メートルが3個、友部地区で198個、岩間地区で125個、笠間で40立米が295個に対し20立米が3個、友部地区が40立方メートルに対して198、岩間地区においてはちょうど半分、半分なんですね。40立方メートルが125、20立方メートルが125。ただいま消防次長の方からあったように、20立米では不足なんだと、これから整備していくということあります。

今、各地域で自主防災組織がつくられております。そういう自主防災組織の行政区の人たちと地元の分団と消防署が一体となって、自分たちの地域は自分たちで守る、先ほど次長が申しましたように、そういう精神の中でそういうものをしていくとすれば、恐らく土地の提供等にも理解を示していただけるのではないかと、そういうふうにと考えるとありますので、その辺もこれから力を入れて協力をしていってほしいと思っております。

消火栓についてであります。設置箇所については答弁をもらいました。合計で、笠間市全体で1,206個あるということあります。しかし、この消火栓と消火栓ボックス、私は一緒にあるのじゃないかなと思っておったんですね。で、調べてみました。消火栓、笠間

地区で380カ所あると。しかし、消火栓のボックスは笠間では9カ所。

議長（市村博之君） 大関君、質問の時間がなくなりますのでご注意ください。

18番（大関久義君） はい。

友部地区では77カ所、岩間地区では232カ所であります。これらについても、今後どのようにしていくのかお聞きいたします。

それから、3番目、各分団の車庫兼詰所の建設についてであります。年次計画を立てて整備するとのことですので、それはよく後援会等にも通知をしてご理解をいただきたいと思ひます。

さらに、自治消防団の各分団の運営につきましても、やはり各後援会の浄財によるものが大変多くあると思ひます。これらについても、やはりご理解をいただいてやっていかなければならないのでありますので、その辺のところもきちっと説明をしていただきたいと思ひます。

さらに、消防の車両についてお聞きしたいと思ひます。その配備について。

以上、再質問をいたします。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

なお、11時20分に再開します。

午前11時07分休憩

午前11時21分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、山口市長。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 大関議員の質問に対しまして、私の方からは、区長の報酬、さらには行政事務連絡費、そして税の納付の件についてお答えをさせていただきたいと思ひます。その他については、各部長より答弁をさせますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、大関議員も区長としていろいろご活躍をいただいております、感謝を申し上げたいと思ひます。

また、区長さんには、本当に笠間市の行政のサービスの一翼を担う、大変なお仕事をいただいております。区長さんのご苦勞に、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

現在の区長の報酬制度につきましては、議員もご承知だと思いますが、合併時に制度を設定したわけでございます。規模の調整につきましては、均等割のほか世帯別の方で調整をさせていただくのが現状でございます。ただ、一方で、区によって戸数が違つくと、それともかなり違つたという現況があるのも事実でございます。

私は、制度は一回決めたことが永久不滅だとは思っておりません。いろいろな制度があ

りますが、やはりよりよい形に変えていくというのは必要ではないかなと思っております。

この区長の報酬につきましては、我々行政が一方的に、こうですよ、幾らですよということで今後決めるよりも、区長会側の皆さんともいろいろ議論をしながら、お互いがこの金額がいいんじゃないかと納得できるような、そういう議論を深めていって結論を出していきたいと考えておるところでございます。課題としては、十分把握をしております。

それと、行政の事務の連絡費につきましては、用途を明確にさせていただいて、区の協議会等を通じて、そして区の運営費に充てていただくこともできますので、その辺の用途目的については、区の方でよく協議をしていただければなと思っております。

それと、税の納付の方法についてでございますが、確かに高齢者の方で、窓口に来て、住所、名前、電話番号等を書くというのは、中にはちょっと抵抗のある方もいらっしゃるかと思います。ただ、私どもは、やはり間違いがあってはならないということが大前提でございますので、間違いを防ぐ意味でも、この形はとってまいりたいと考えております。

他の市町村の状況もちょっと調べましたが、ほとんどの市町村で実施をしておりますし、今後も、住民の理解を得ながら、方法は現在のとおりに継続していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 総務部長深澤悌二君。

総務部長（深澤悌二君） 再度のご質問にお答えいたします。

答弁をする前、先ほど私は答弁の中で「青少年育成笠間地区市民会議」を「茨城地区市民会議」と申し上げましてしまいました。「笠間地区市民会議」に訂正をお願いしたいと思えます。

私からは、行政区に依頼している募金や会費徴収についての再質問にお答えしたいと思います。

募金とか会費徴収につきましては、活動目的が社会福祉、それから青少年健全育成、交通安全ということで、今まで合併前から区長さん方をお願いをしていた経緯もあることから、お願いをしてきたものでございます。今後につきましては、会費の徴収方法、それから先ほどご指摘があった計上の問題等を含めまして、関係団体と協議しながら、区長会とも再度協議し、対応してまいりたいと考えております。

また、未加入世帯の徴収等でございますが、現在、各団体でも、広報紙、ホームページ等により募集をお願いをしております。今後とも、さらなる会費の徴収、会員募集の方策について団体とも協議をし、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 消防次長植木敏夫君。

消防次長（植木敏夫君） 大関議員の2回目のご質問にお答えいたします。

消火栓に附置されます消火栓ホース格納箱について、笠間地区が9基、友部地区が77基、岩間地区が232基ということで、消火栓の数に比べまして少ないのではないかとということ

で、今後の整備計画についてのことかと思いますが、今後の整備計画につきましては、消火栓に附置されます消火栓ボックスは、火災時の初期消火、特に地域により格差がございますが、消防署より遠距離の地域にとっては有効な施設であります。反面、使用に際し危険が伴うものでありますことから、設置についても地元と十分協議しながら設置をしてみたいと考えております。

次に、消防車両の配備計画についてでございますが、合併前の旧市町では、国庫補助事業の採択を受け、車両の更新をしておりました。この事業の採択基準は、おおむね15年を経過した車両となっていたことから、2年から3年ごとに15年を経過した車両の更新をしていたと認識しております。

現在配備されているポンプ車は、従来から比べますと性能も向上しており、15年を経過した車両であっても、走行距離やポンプの稼働時間を見ましても、まだまだ現役で使用可能であると思われます。また、従前は国庫補助事業で補助基準額の3分の1の補助金がありました。平成17年度までに廃止され、さらに茨城県単独補助事業についても補助基準額の4分の1の補助金がありました。平成19年度で廃止されておりますので、今後は、おおむね20年を目安として、老朽化した車両から順次更新し、消防団の機動性の向上と安全の確保を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

議長（市村博之君） 大関久義君。

18番（大関久義君） 再々質問をいたします。

区長の報酬、あるいは交付金についてであります。均等割についてはやはり差が戸数によってありますので、ぜひとも均等割をどこかで線を引いて変えていただきたいと思えます。強く思えます。

それから、税の納付のための措置ですが、間違わないためにやっているんだということであれば、業務委託料を315万円も払わないで、市の職員がその業務をやれば済むんじゃないかと思うんです。市の職員が扱えば書かなくて済むということでもありますので、それらは今後とも……。

議長（市村博之君） 時間ですので、大関久義君の質問を終わりにいたします。

18番（大関久義君） よろしくお願ひしたいと思っておりますので、以上です。

議長（市村博之君） 答弁は求めますか。

では、答弁はお願いいたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 先ほど私が申し上げました答弁については、均等割も含めて区長会側とよく議論をして、お互い納得できるような形で議論をしていきたいということでございます。

それと、税の納付につきましては、先ほど申し上げましたように、現行どおりで記入をしていただくということで継続をしていきたいと思いをします。

以上です。

議長（市村博之君） 次に、7番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。

通告に従い一般質問を行いたいと思いをします。

第1番、まず初めに、笠間市の地域で頑張る企業及び市民への支援の問題についてお尋ねしたいと思いをします。

一昨年以来の経済危機は、とどまるところを知りません。新聞やテレビは、連日、大企業の派遣労働者の解雇が報道され、全企業、全産業にまで及んでおります。市内の工業団地には国内有数の大企業が進出しており、同じような事態が進んでおります。そこでは生産ラインを中止し、派遣切り、請負打ち切り、多くの方が解雇さえされております。昨年度末には市内業者の倒産の増大が懸念されております。そのような事態に対して市はどのような対策があるのか、市長の見解を伺い、以下質問したいと思いをします。

一つに、笠間市の重要産業である笠間焼は、ここ数年苦境が続き、若い人の中には、ほかの仕事を探しているが、なかなか見つからないという声さえ聞かれております。このような状況は、焼き物だけではなく、他の産業にも及んでおります。今こそ、地域で頑張る産業への市の支援が、まず一番大切だと思いをします。どのように取り組むのでしょうか。

二つ目に、市は、昨年6月26日に「パートナーシップ・ミーティング～企業と行政の意見交換会～」を行っております。私もその傍聴に行きました。しかし、そこは大企業中心で、市内の地場産業、もともと市内で活躍してきた産業の人たちは、ほとんど出席しておりませんでした。

私は、以前にも、地元で頑張る企業への行政の支援を求めてきましたが、2月14日付茨城新聞の報道によると、2月13日に市内で事業活動する企業と「笠間市がんばる企業応援連絡会」を発足させたと報道されております。この記事だけでは、その内容が全くわかりません。また、議会の方には、今もってこのようなことがあったということは何も知らされておりません。集まった企業、会の今後の方針について、どのように進めるのか伺いたいと思いをします。

国の対策として、地域活性化生活対策臨時交付金が市に2億5,000万円余り交付されました。それは08年度の補正予算で計上されております。また、その2割弱の6,000万円は、今年度09年度の積立金となっておりますが、私はこのような資金を活用して市民生活への直接支援として、2011年6月までに全世帯に設置が義務づけられている火災報知器の費用を高齢者や生活困窮者への補助として活用を考えたらいと思いをしますが、どのように考えておるのでしょうか。また、この設置について、市民への広報も含めた対応を市として今ど

のように計画しているのか伺います。

3番目に、市内の工業団地の問題です。かつて市が誘致した企業で、今、解雇が行われております。4,000人以上が働く岩間の工業団地の工場では、半数が請負や派遣です。その派遣の1社は、3月までで引き揚げてしまうというふうに聞いております。そこで働く人たちは年収200万円以下の人たちが大多数を占め、基本給が月に12万円、しかも1日欠勤すると7,940円が天引きされると。さらに、寮に入っている人たちは駐車場代や寮費として4万円が天引きされる。いつ解雇されるか、これからの生活への不安があると、私たちが行ったアンケートに寄せられております。市は、このような現状をどのように把握しているのでしょうか。調査し、企業の社会的責任として雇用を守るよう要請する必要があるのではないのでしょうか。

四つ目に、今、これらの派遣や請負の人たちは、離職と同時に住宅を失った人たちが多くおります。そのような場合、笠間には岩間地区に2棟60戸の雇用促進住宅というのがあります。そのような住宅の活用というのができるのかどうか、伺います。

五つ目に、私は、先ほどこの年度末の市内の業者の問題を指摘しました。市内の業者への自治金融、生活資金融資等の相談に市は積極的に対応する必要があると思いますが、現在はどのようになっているか、伺います。

次に、環境資源の活用とごみゼロ・廃棄物の再資源化について質問したいと思います。

「地球温暖化や環境資源枯渇化などの問題に対し、市民が身近な生活の中で主体的に取り組める環境対策として、ごみの減量化や再資源化がますます重要になってきています」、この文章は笠間市の総合計画の一節です。

私は、これまでも、ごみゼロ実現に対して質問し、その具体化を求めてきました。しかし、その回答を改めて見ますと、なかなか具体化が見られません。一般廃棄物の85%は、可燃ごみとしてエコフロンティアかさまや環境センター等で焼却処理しているのが、今の実態です。ごみゼロを実現するためには、燃やしてしまっているごみの資源化、再利用しがありません。

また、笠間市は恵まれた周囲が丘陵地帯ですが、森林やその間にある耕作地の荒廃が目につきます。この里山の多面的な機能を生かし、守るために、一体化した対策が必要だと思えます。市として総合的なバイオマス構想が必要だと思えますが、どのように今計画されているのか、伺っておきたいと思えます。

3番目に、後期高齢者医療制度について伺います。

当制度は、実施から1年になります。保険料、医療給付に問題があり、廃止の声は高まっております。私は、この1年、この制度の問題を指摘し、改善を求めてきましたが、何ら変わっておりません。

まず、一つに、生活保護基準以下で生活している高齢者は、笠間市で何人くらいおるのでしょうか。それらの人の保険料は、減額や免除が必要ではないのでしょうか。

二つ目に、生活保護基準は1人7万円以下で生活している高齢者、保険料の均等割額3万7,400円が9割減額される人とされない人がおります。それは、保険料の算定基準が世帯主の収入によることから来ています。また、9割まで減額される制度は21年度までです。国、県に対し、保険料の無料、保険料の減免を求めることが必要ではないでしょうか。

三つ目に、保険料は原則年金から天引きです。しかし、無年金者、また月1万5,000円以下の人は普通徴収ですが、全国で滞納者は10%近いと聞いております。笠間市の滞納者は何人になるのでしょうか。1年滞納した場合の扱いはどうなっているのでしょうか。保険証の取り上げはあるのでしょうか。2月の連合議会の中では、慎重にしたというふうに連合長は見解を示しました。

四つ目に、後期高齢者制度の中における健康診査の実施状況について伺いたいと思います。笠間市では何人が受けたのでしょうか、昨年。受診項目は、一般健診との違いはあるのでしょうか。今打ち切られている人間ドックへの補助は必要と思いますが、それについて伺っておきたいと思います。

四つ目に、エコフロンティアかさまの安全性について、私はこの問題は絶えず取り上げてきました。2005年8月に処分場埋め立てを開始し、焼却施設高温溶融炉は試運転稼働から3年になり、昨年11月から12月にかけて大がかりな点検修理を行っておりますが、保証期間は何年たったのでしょうか。

また、情報を開示し、開かれた処分場であるとされておりますが、この間の経過を見ると、情報は不十分であり、その安全性を危惧せざるを得ません。昨年7月1日の硫化水素事故発生は、重大事故になりかねない問題でありました。しかし、その経過を見ると、その発表は余りにも不自然だと言わざるを得ません。

ふじみ湖裁判原告団が求めた情報開示に対して、そのような事故の申し出に係る文書は保有していないとさえ言っております。市の監視委員会に出された文書は2種類ありますけれども、全く違った文書が提出され、矛盾がありますが、市はこれをどのように受けているのでしょうか。

私は、昨年12月議会での質問に対して、バグフィルターが一、二本欠損しても何ら問題はないという認識のある回答がなされました。高温溶融炉は、どのような部分であっても、わずかな欠損が重大事故につながります。また、排気ガスの事故したときのバイパスがないという答弁でありましたが、私は安全性は保証できないと思います。昨年11、12月にかけての溶融処理施設点検修理の結果は市に報告があったのかどうか、その内容についても伺いたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

私の方からは、バイオマス構想についてお答えをさせていただきたいと思います。その他については、担当部長より答弁をさせます。

笠間市においては、総合計画の中で、地球規模での環境保全に貢献するとともに、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指すということをしております。また、あわせて環境基本計画においても、バイオマス利活用について位置づけがされているところでございます。

ご指摘のバイオマスにつきましては、一般的には再生可能な有機性資源と言われており、種類が多岐にわたりますが、主なものとしては、家畜の排せつ物、木くず、生ごみ、下水汚泥のほか、稲わらとか、麦わら、もみ殻、間伐等があるわけでございます。

市においては、現在、これらの利活用の一環といたしまして、環境分野では、各家庭で取り組む生ごみの再資源化策としてコンポストや電動生ごみ処理機の補助を行っております。また、農政分野におきましては、循環型農業の一環として、家畜からの排せつ物で生産される畜産堆肥を使用した耕畜連携による土づくりの推進や、遊休農地の解消とあわせ、資源生物バイオマスとしての利活用研究を目的に、菜種などの油糧作物による資源確保のための試験事業を実施しているところでございます。

バイオマス構想を構築するには、行政はもちろんですが、事業者、地域住民と組織的に取り組んでいかなければならないわけでございまして、今後、市といたしましては、先進的に取り組んでいる自治体を調査しながら、情報等も集めまして、努めてまいりたいなと思っております。

以上です。

議長（市村博之君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） それでは、鈴木（貞）議員からの質問で、地域で頑張る企業及び市民の支援についてにお答えいたします。

まず、地場産業である笠間焼につきましては、笠間焼協同組合が策定をしております笠間焼第4次振興計画に基づきまして、笠間焼新商品開発の製作補助やイベントなどの支援を行います。特に笠間の陶炎祭につきましては、子どもの土面製作に対する補助や、同時期に開催いたします笠間つつじまつりとの連携を図るために運行するシャトルバスの費用を一部負担するなど、新たな支援を実施してまいります。

また、茨城県においては、伝統的工芸等担い手確保事業としまして、技術の習得訓練や後継者育成を図り、担い手を育成するための実践的なカリキュラムの策定を行う事業を実施予定であります。市としましても、取り組みに協力をしていきたいと考えております。

続きまして、稲田みかげ石の支援でございますが、茨城県と連携した支援として、稲田みかげ石のPRを目的に、21年度も、いなだストーンエキシビジョン、いばらきストーンフェスティバル開催に対する補助及び石材加工の環境対策としまして、羽黒稲田石材スラ

ッジ処理協同組合に対する補助を実施しまして、地場産業支援策として、県と連携して、各組合に対してPRと販路拡大の事業展開を実施いたします。

次に、雇用促進住宅につきましては、現在、業務運営を行っている独立行政法人雇用能力・開発機構におきまして、合理化計画をもとに全国の雇用促進住宅の譲渡・廃止の手続を進めているところでございます。当市にある雇用促進住宅につきましても、平成22年11月末日をもって廃止の手続が進められているところでございます。ご質問のあった当市の雇用促進住宅は、現時点では国の非正規労働者の住宅確保対策物件として位置づけられていないため、活用は困難でございます。

次に、市内中小企業支援策として、中小企業事業資金融資あっせん制度の振興金融及び自治金融を活用し、中小企業者が負担すべき保証料の額の年1%を限度とする補給と、事業者の金利負担軽減として年1%を限度として3年間の利子補給を行っております。

市内事業者の方々に対する相談としては、商工会の窓口となって、市の制度である中小企業事業資金融資あっせん事業や、国、県の制度でございます融資及び貸し付け制度に対し積極的に相談を受けており、2月までの11カ月間で、前年対比1.6倍の約700件の融資の実行をしてございます。

特に、国の施策として、業況の悪化している中小企業760業種を支援する緊急保証制度セーフティーネット融資活用のために市が窓口となって認定する企業は、11月から4カ月間に234件で、多くの事業者が制度を活用している状況でございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長公室長塩田満夫君。

〔市長公室長 塩田満夫君登壇〕

市長公室長（塩田満夫君） 7番鈴木（貞）議員のご質問にお答え申し上げます。

新たに発足をいたしました笠間市がんばる企業応援連絡会に集まった企業はとのご質問でございますが、笠間市において事業活動を行っている製造業、運輸業、卸売業を営んでいる企業を中心に、昨年の秋、住宅地図等から、零細企業、中小企業、大企業までを含めました160社について、1軒、1軒訪問を行いまして、立地企業アンケートを実施したところでございます。その中で会の趣旨に賛同していただいた55社の会員で発足をしてございます。

なお、今回の第1回の連絡会議は、会員のうち29社の企業の方にご参加をいただいているところでございます。

また、連絡会の今後の方針についてのご質問でございますが、地元で立地している企業に発展していただくことが笠間市にとって継続的な雇用の確保や地域振興につながるものと考え、既存企業への支援を目的に、昨年9月から「広報かさま」に市内のがんばる企業紹介コーナーを設け、広く紹介をしているところでございます。今月からは、市のホームページ上から既存企業を全国で紹介するほか、正社員、パート募集などの求人情報も紹介

し、雇用確保の対策を図っております。

なお、連絡会への新規申し込みにつきましては、業種を問わずにホームページなどからも申し込みができるようになってございます。

今後は、企業のイメージアップや市と企業の連携を図り、情報交換会や研修会を開催するなど、既存企業の発展のため、窓口を一本化したワンストップサービスを確立し、支援活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、市は、請負派遣の現状を調査し、企業の社会的責任として雇用を守るよう要請することが必要ではないかとのご質問でございますが、初めに、笠間市内の工業団地で調べたところ、4,000人以上を雇用している企業はございませんでした。一番大きな企業では、現在2,000人を雇用しており、その企業の現状について申し上げますと、欧米を中心とした輸出が8割を超えており、リーマンショックから端を発した世界経済危機によりまして、輸出量が減少することに伴い、請負会社への発注も激減、一部は契約を終了せざるを得なくなったと聞いてございます。

企業では、請負会社に対して、雇用への最大限の配慮を要請しており、それでも雇用調整が避けられない場合、離職者の離職直後の生活資金や住居など当面の生活への配慮も行い、またこれに伴う資金面の協力も企業が行っているとのことでした。

なお、正社員や期間社員など直接雇用者の雇用維持に関しても、十分な業務量が確保できない中、勉強会や研修を行うことで雇用を維持し、この危機を乗り越えようとしているそうでございます。

市といたしましても、企業に対して、今まで事情を聞きながら雇用の確保についてお願いをしてきておりますが、今後とも引き続き雇用の確保について要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

なお、午後1時に再開いたします。

午前 11時59分休憩

午後 零時59分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁をお願いいたします。

総務部長深澤悌二君。

〔総務部長 深澤悌二君登壇〕

総務部長（深澤悌二君） 鈴木（貞）議員のご質問にお答えいたします。

地域活性化生活対策臨時交付金についてのご質問でございますが、さきの2月20日に可決していただきました平成20年度笠間市一般会計補正予算（第5号）で、生活対策臨時交

付金の充当事業につきましてはご説明をさせていただきました。6,000万円につきましては、一度地域振興基金に積み立て、平成21年度の事業に充当するものであります。平成21年度の充当事業は、福原駅前トイレ整備、(仮称)鯉淵公園整備工事、体験学習館整備事業であります。

これらの基金から繰り入れて実施する予定の事業については、市が生活対策事業として早急に取り組むべき事業として選定したものでございます。

議長(市村博之君) 消防次長植木敏夫君。

〔消防次長 植木敏夫君登壇〕

消防次長(植木敏夫君) 7番鈴木(貞)議員のご質問にお答えいたします。

住宅用火災警報器の設置について、市民への対応についてでございますが、住宅火災で逃げ後れによる死者をなくすために、これまで、市報による広報と、担当課で作成いたしました住宅用火災警報器普及啓発リーフレットを各地区の区長及び消防団の協力のもと市内各世帯に配布するとともに、担当課及び各消防署において、地域の集会や各事業所の消防訓練等の機会を利用し、設置の推進を図ってきたところであります。

今後も、現在までの活動に加え、地域交流の機会を多く取り入れるなど、住宅用火災警報器のさらなる普及に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

議長(市村博之君) 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長(仲村 洋君) 7番鈴木貞夫議員の質問にお答えいたします。

生活保護基準以下で生活している高齢者は何人かとのことでございますが、生活保護につきましては、申請があって初めて対象になるわけでありまして、生活保護基準以下で生活している方については把握できません。公的年金もなく、他の収入もないと把握している人数は625名です。

また、それらの人の保険料は全額免除が必要ではないかとのことでございますが、21年度より、公的年金収入168万円以下の均等割7割軽減に該当する方で、そのうち年金収入80万円以下の方は、均等割が9割軽減対象となります。制度上、現行で行うというものでございます。

2番目のご質問でございますが、茨城県後期高齢者医療広域連合としまして、7割軽減に該当する方で被保険者全員が年金収入80万円以下であれば9割軽減に該当し、22年度以降も継続されます。

また、保険料基準の算定につきましては、世帯主の所得を除くことで国では現在検討項目になっておりますが、他の保険等の関係から結論は出ていないのが現状でございます。本市としましては、今後、国、広域連合の動向を見ていきたいと考えております。

3番目の質問でございますが、市の滞納の状況でございます。普通徴収対象者は2,487

名おり、6期分までの滞納者は3月9日現在で174名で、未納額676万2,400円となっております。

次に、1年間未納の方はどうするのかというご質問でございますが、短期保険証や資格証明の発行は広域連合において慎重に実施するものとのことなので、本市においても、未納者に対し納付相談の機会を持って、納付できない状況の把握、真に納付が困難な方、納付できるのに納付しない方を把握し、納付を促すよう努めてまいります。短期保険証や資格証明書の発行には、広域連合と連携し、慎重に対応してまいります。

4番目の質問でございますが、受診状況ですが、高齢者健康診査の受診状況は、20年度対象者9,436名のうち2,772名の方が受診しております。受診項目は一般健診との違いはあるのかとの質問ですが、74歳までの笠間市国民健康保険の特定健診と比べますと、腹囲測定と、追加項目として実施しております心電図検査、貧血検査、眼底検査が高齢者健康診査から除かれております。しかし、介護予防に伴う生活機能評価チェック項目で検査対象と判定された方においては、心電図検査、貧血検査を実施しております。

人間ドックにつきましては、保険者である茨城県後期高齢者医療広域連合が実施するのが本来の姿と考えておりますので、現時点での一般会計からの補助は考えておりません。

なお、引き続き広域連合でのドック補助事業の実施を要望してまいります。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

〔市民生活部長 打越正男君登壇〕

市民生活部長（打越正男君） 7番鈴木（貞）議員のエコフロンティアかさまの安全性についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、高温溶融炉の保証期間の件でございます。エコフロンティアかさまの高温溶融炉につきましては、平成18年3月9日に引き渡しを受けましたので、3年後の平成21年3月8日までが保証期間であります。

また、昨年7月1日に発生した硫化水素事故について、原告団が情報開示を求めたところ、申し出に係る文書は保有していないという返事だったとのことですが、これにつきましては、事業団に事実関係を確認をいたしました。原告団が開示請求したのは、過去の点検において作業員が今回硫化水素が発生したごみビット排水貯留槽室に入る際に測定をしました硫化水素濃度を記録した文書とのことでございます。事業団においては、現在は事故を教訓に濃度測定の結果を記録しておりますが、当時は、濃度測定をしたのみで、記録を文書化していなかったため、そのような文書は保有していないと回答したとのことでございます。

また、市の監視委員会に出された文書に矛盾があり、市はどう受けとめているのかのお尋ねでございますが、これにつきましては、12月定例会でお答えしたとおりでございます。

次に、高温溶融炉にバイパスがなくて安全性が保証できるのかというお尋ねでございます。これも再三お答えしておりますが、事業団においては、事故を未然に防ぐための対応策を講じることで安全性を確保するとしております。したがって、バグフィルターを2基設置する考えはないと伺っております。

なお、バグフィルターの状態は常時中央制御室で監視しており、仮にバグフィルターが破損しても早期発見が可能で、炉を緊急停止することで排ガスの流出を防止されるものであります。

最後に、昨年11月から12月にかけて行った溶融処理施設の点検整備につきましては、点検終了後、特に問題はなかったとの報告を受けたところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 回答はいただきましたけれども、今の現状がこうなっているという話で、私が一番強調したかったのは、これから市としての計画はどうなっていくのかということを知りたいですね。

それで、一番初めの岩間の工業団地の問題ですけれども、市として実態の把握があいまいで、もう少し正確にいろいろとつかんだ方がいいんじゃないでしょうか。

この間、12日にハローワークへ行って聞いてきましたけれども、ちょうど終わった直後に行くように時間設定して所長さんとも会ったんですけれども、私2回目ですけれども、そこへも岩間の工業団地から何人かの人が相談に来ていると。

それで、その中で出ていたことは、相談とは違うけれども、今、工場の中の人たちは、いつあそこがとまるのかということに不安だと。現に、今ラインもとまっているということをお話していたそうです。

私たちは、この間昨年から何回か、あそこでいろいろアンケートをとってきましたけれども、さっきの部長の回答を聞いていますと、請負のことだけを言っていましたね。派遣については一切触れてないわけなんですけれども、派遣も請負も同じような状況であります。殊に派遣については、私は、ちょっと想像できないような、一般の新聞でよく報道されますけれども、やはり状況が起きているということをお知らせをできないんですよ。

アンケートに寄せられたいろいろなことを、全部ここで報告するわけにはいきませんが、昨年あたりからいろいろなうわさが飛び交って、私たちは、うわさについては確実なあれがなければ全然報道も話もしませんでしたけれども、だんだん真実味を帯びてきて、現に今の段階では、16日までですかね。ラインのほとんどがとまっているわけですね。正社員の人とか期間工とか、そういう人には補償が出るらしい、一部の人には出るらしいけれども、殊に2月ごろから解雇が激しくなって、13年も勤めていたけれども、その人はつくばですけれども、2月に首切られて、1月の幾日かには沖縄に帰らなければならないと、そういう手紙さえ共産党の県議会に寄せられたんですね。その人の手紙もありますけ

れども、とにかく実態は私たちが考えられないぐらいひどい状況で、工場の中が不安でいっぱいだと。

先ほども申しました賃金が安い上に、即寮から出なきゃならないような状況の中で、本当にこの人たちの今後というのがどうなのかという心配と、その人たちが笠間の市民なのかどうかということも知りたいと思っていますよ。寮のほとんどは笠間の市民ではないのではないかと私たちは見ているわけですがけれども、寮から出たら、みんなどこかへ行ってしまって、今のところそれほど目立たないような状況もありますけれども、とにかくラインの中は去年は4,000人からいたんですからね、工場には。さっきの話だと2,000人ということを行いましたけれども、半分いなくなったということじゃないですか。その何割かは外国の人だというふうに聞いています、派遣の人たちは。実態は本当にいろいろ言ったら切りがないぐらい、よく新聞やテレビでも報道されますけれども、それと同じなんですよ。

そういうふうなことで、あそこの工場は、今、増築しているのが5月で完成しますけれども、あの工場が操業されるのか、5月に工場ができたらかぎをかけてそのまま閉鎖だというふうなことが、みんなの中で真実味を帯びてきているというのが実態なんですね。

それで、これは茨城新聞の去年の12月24日ですけれども、「人員削り配当へ」と、こういうのが出ているんですね、大手製造業で。減益であっても株主には配当する。この中でトヨタやキヤノンの名前も挙がっていますけれども、内部留保はいっばいためて、配当もそのままちゃんとやるというふうなことで、これは大問題になりましたね。人員削りがなぜ配当するんだ。トヨタの場合だと1株3円だそうですね。配当をすれば90億円浮くそうです。そうすると、3,000人の雇用が1年間できる、こういうふうな報道もされていますね。

それで、そういうふうなことが、今、市町村自治体に深刻な影響を与えてきているんじゃないでしょうか。

これは茨城新聞のあれですけれども、3月3日付、いわゆる政令都市で生活保護の申請が54%ふえた。笠間市では生活保護の申請というのはふえているんですかね。どうなんでしょう。これを見ると、一番ふえているのは名古屋市ですね。名古屋市が151%になっています。浜松だとか、ずっとそこいらじゅうがふえて、派遣村で有名になった千代田区は445%、こういうふうに言われているんですね。これは一方で、派遣や請負の人は首切られたら即路頭に迷って、その人たちの生活を保護するために地方自治体がかぶらなきゃならん、これは深刻な問題ですね。

それと、これは市長も見られたでしょう、この記事は。「地方自治体も打撃」と、法人市民税が落ち込む。取手は66.2%減っちゃったと、こう書いてあるんですよ。

私はなぜこれを言ったかということ、進出してくる工業団地の大企業を税制優遇したりいろいろしました。地域の雇用確保ということもありました。それで誘致したけれども、ひ

とたび不況になったら、自治体の苦しい経済をそこが救うならいざ知らず、こういうふうな形で途端に自治体へ負担がかかってくる。

私は、そのような大企業に力を入れるよりも、むしろ地元で5人、10人、100人に満たないような企業に対して日常ふだんから力を入れて、それらの人の育成にもっと全力を挙げてもらいたい。

私がそのようなことを言うと、いつも市は、今こうやっている、今こういう制度があるというだけで、新しい市としての目標、制度というのをどういうふうにつくっていくかということが見えない。私はその辺をすごく強調したいんですよ。夜逃げする以外にどうしようもないような地場の人たちがいるわけですよ。大企業だと、工場閉鎖しましたと言ってどこかへ行っちゃえばいいかもしれないけれども、なかなかそうはいかない、地元で生まれ育ってやっている人たちに全力を挙げてもらいたい。その辺の今後の方針を、今こういう制度があるということよりも、ぜひ市長なりの決意というか、考えを聞きたい。

私は、この2月14日に新聞で初めて知って、市がこういうふうな計画をしていると。第1回笠間市がんばる企業応援連絡会議の資料をこの間市の担当者からいただきましたけれども、議員はだれも知らないんですよ。その間臨時会もあつたりしましたけれども、市がこういうふうなことで地元の企業の人たちに積極的に働きかけて、ホームページもつくりました。ここに載っていますね。全部もらいました。どういうふうな企業が来たかというのもあります。ぜひこういうのは、議員の私たちにも、請求しなくても示してほしいと思うんです。

これもし、「こういうことが新聞に載っていましたが、知っていますか」と聞かれて、「いや、知りませんよ」などということは議員としては言えないんです。十分理解して、それでできるかどうかわかりませんが、こういう積極的なことをやるならば、議会とも率直に資料というものは提示してもらって、私たちの意見も出したいと思うんです。これはぜひともやってもらいたい。これ、みんな知らないですよ。私がたまたま一般質問でこれを取り上げたから、担当の人が持ってきてくれましたけれども。

そうやって議会も行政も一体となって、市民の人たちと笠間市をどう盛り上げるかということは、私は全体的には物すごく必要だと思うからここで言うわけですね。余り詳しくやるとあれですけども。

それと、雇用促進住宅ですね。今の現状、私もよくわかりませんが、たしかあそこは募集しないと。住宅は全国的に廃止するということを言っていますけれども、こういうふうなときに、笠間で住宅に困っている人がいたら、雇用促進事業団に働きかけて、一時的にでもそこに入れてもらうという姿勢を、「やりません」というのはちょっとないんじゃないでしょうか。そういうのは私は前向きに、市長、考えてもらいたい。

それと、栃木県の太田のいすゞ工場、いすゞに申しわけないけれども、何千人も派遣やめて、あそこのアパートの経営者困っているそうですね。アパートに入る人がいなくなっ

ちゃった。笠間の工業団地のあそこにも、1,000何百人の人が入っていたと私は聞いているんですけども、岩間のあの周りでもそういう事態は起こってないんでしょうか。アパートはつくったけれどもいなくなっちゃった、あと収入がない。これは笠間市の税収にも響いてくるし、そういう実態というのはつかんでほしいと思うんですね。

ちょっと時間があれですから急ぎますけれども、環境問題、市長さん言われたことは確かにそうなんですよ。いろいろなグループがあって、私も2月7日の環境フォーラムの集會に、その公民館でやったときに行きました。こんなに笠間では環境問題、ごみの問題取り組んでいる企業や人たちがいるんだということを初めて知りました。だけど、その人たちはそれぞれの地域でやっているだけであって、全体的な笠間市の構想の中では動いてないんじゃないかと。

私は、将来的にはごみゼロということをして10年、15年後にはするんだという方針というのを笠間市の基本計画としてつくって、そういうところにボランティアの人たちやサークルの人たちが協力するということをやっていただくことが私は本当に必要だと思うんですよ。これは本当にやっていただかないと、いろいろな計画の中でこれから頓挫してしまうんじゃないかと思しますので、ぜひお願いします。

議長（市村博之君） 鈴木貞夫君に申し上げます。質疑の時間がなくなりますので、ご注意ください。

7番（鈴木貞夫君） はい。

後期高齢者、皆さんのご協力で広域連合の議員もさせていただきました。これからいろいろな問題は広域連合の場でも追及しなきゃならないし、いろいろと矛盾点は問いただしていきたい。

ただし、この広域連合、私はいつも不思議に思うのは、この後期高齢者医療、どこが責任持つのがちょっとわからないんですよ。一番被害をこうむっているのは、いわば市町村じゃないですかね。いろいろな実務をやるし、それで私はいろいろ質問もします。これからも、矛盾点等を解明するためには努力しなきゃならないと思うんですよ。

ぜひとも短期証明書の発行等については、それは厚生労働省の何か通達があるそうですね。報告すると、短期証明書やその他を発行する場合には厚労省に報告すると。そういうのが出ていたと私聞きましたけれども、市の方にはそういう通知というのは来ているのでしょうか。ちょっとその辺だけ聞いておきたいと思います。

それと、何回も何回も市民生活部長にはあれですけども、摩訶不思議なんですよ、硫化水素は。測定していた機器が修理していたと言うんです。その機器があるんですかと言ったら、ないと言うんです。だから、そんなおかしな話はないと私がしつこく言って、今も情報公開求めていますけれども、それとバグフィルターの問題というのは、余り安易に見ない方がいいんじゃないかと思えます。

まだほかにもいろいろありますけど、とりあえず今の何点かだけ、市長の決意も込めて。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員の質問にお答えをいたします。

私どもとしまして、この景気の悪化の中で、笠間市内の中小零細、大企業含めまして、今、市内の企業がどうなっているのか、鈴木（貞）議員からの質問もあった岩間の工業団地の状況がどうなのかということは、現地と連携とりながら、また状況把握のための調査等は昨年の秋から実施をしております。雇用状況については大変悪化しているということに憂慮しているわけございまして、そういう経緯もありまして、昨年の暮れには、短期間ではございますが、緊急雇用を実施をさせていただいたところでございます。

私どもといたしましては、地場の企業につきましては、中小零細、大企業であっても、地元にご貢献をいただいているわけでございますので、それらについて何らかの支援ができないかと。やっぱり地場の企業がさらなる発展をしていただくことが地域の活力にもつながるといことで、今回、がんばる企業応援団を結成をさせていただいたところでございます。これらについては、市内のできる限りの企業に声をかけさせていただいたところでございますが、今後もぜひ入っていただけるよう取り組みをしてまいりたいと思っております。

そういう中で、雇用については、市といたしましても、なかなか独自の企業支援、独自の雇用制度というのは大変難しい状況でございます。我々としては、国、県の制度、今回の緊急雇用対策、ふるさと雇用対策も含めて、この制度にのっとって対応をしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、雇用促進住宅の活用の件でございますが、我々の把握している中では、笠間市の方に、現在の時点で、住宅等の利用といいますか、空き住宅がないか等含めて問い合わせがあったのは1件でございます。ハローワークについては、確認をしたところ、ないということでございますので、全国的にはそういう状況もかなりあるという報道がされておりますが、笠間市の中については、そういう状況は特段厳しい状況であるということは把握をしておりません。

企業には企業としての当然考え方がございまして、企業も、我々の中で伺ったところ、雇用の確保のために、すぐ解雇するということではなく、一定の期間をもって、またワークシェアリング的な発想のもと、企業は企業なりに努力しているという現状もございまして。

そういう中で、我々としては、先ほど申しましたように、地場の企業については、がんばる企業応援団を通じてしっかりと応援をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 総務部長深澤悌二君。

総務部長（深澤悌二君） 鈴木（貞）議員の再度のご質問にお答えいたします。

私からは、雇用促進住宅に関しての活用計画についてでございますが、昨年の2月1日

に雇用事業団の方から、譲渡の有無に対しての照会文書が参りました。その後、庁内で検討を行った結果、昭和55年に建築されておりまして29年を経過しております。耐震診断の問題とか有償譲渡であること、老朽化によるメンテナンス、それから敷地面積も広く建物以外の管理、附属する水道、浄化槽などの管理費も予想され、市で管理運営することにかかるコストが予想されるということから、市としては、総合的に判断した結果、雇用促進住宅の譲渡を受け入れないということに決定いたしまして、ことしの2月20日付で回答しております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 保険証の件でございますが、後期高齢者連合で交付基準を現在作成中であると聞いております。

また、国からの通達については確認しておりません。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） 再質問にお答えをいたします。

まず、1点でございますが、文書の食い違いと申しますか、そういう関係でございます。先ほどの質問の中で、文書の食い違いの部分について疑問があるということでございます。前回の議会の中でもお答えをしたわけでございますが、7月4日付、9月24日付の文書の記述に違いがあるということでございます。

この二つの文書の相違点につきましては、7月4日付の文書におきましては、今までは酸素濃度の測定のみで、硫化水素の測定はしていなかったということでございます。もう一方の9月24日付の文書でございますが、過去5回の硫化水素濃度測定では検知されていなかったというような相違があったわけですが、この点につきましては、9月24日付文書で整理された内容が正しいということでございます。

それから、バグフィルターの関係でございます。高温溶融炉の関係でございますが、これにつきましては、事前に事故を未然に防ぐための対応策、それを講じることで安全性を確保するというような考え方でございます。通常の中では、バグフィルターの状態、常時中央制御室で監視をしているわけでございますが、そういう中でバグフィルターが破損をしたという場合には早期発見が可能でございますので、炉を緊急停止をさせて排ガスの流出を防止するというように対応しているわけでございます。

それから、加えて申し上げますと、年4回点検、修理関係を行っております。引き続きしっかりとその辺の対応をしていくように、事業団の方には市から申し入れをいたしません。

議長（市村博之君） 7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 私は、雇用促進事業団のそれを買収などということを書いて

いるんじゃないんですよ。既にあれを廃棄することでやっているわけですけども、そういう人があったら、大いにあっせんしてやったらどうかということ。

それと、時間もあれですからこれだけはあれしたいと思うんですけども、例えば生活保護者がふえているのかどうかの問題ですね。それと、来年の税収なんかの問題で、こういう企業からの問題というのは、どういうふうに移移を市としては見ているのか。これ見ると、取手とか日立とか土浦、大きな工場地帯は大変な、こういうふうになっているわけでしょう。それをやはり十分見てもらって、対応をどう考えるか、それで中小地場産業を育成するということを強調して、私の質問を終わります。

議長（市村博之君） 時間になりましたので、7番鈴木貞夫君の質問を終わりにいたします。

答弁は必要ですか。

7番（鈴木貞夫君） 要望で。

議長（市村博之君） 次に、5番藤枝 浩君の発言を許可いたします。

5番（藤枝 浩君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、地域の自治消防団の再編成についてお伺いいたします。

このことについては私なりに二つの市を調査しまして、これは昨年12月のデータでございますが、笠間と同じ人口の石岡、これが人口8万1,600人おりまして団員定数が628名、現在は団員の人数は602人だそうです。もう一つの大都市であります水戸市なんですが、水戸市の人口は約26万人、それで団員数は564名、現在の団員は548名でございます。

このことを踏まえまして質問するわけですが、実は私、昨年3月まで地域消防団の後援会長をやらされておりました。団員の定数15人なんですが、この定数を維持するのに、なかなか若い人がいなくて見つからない。理由は、やっぱり少子高齢化、田舎の方は特にそういうものが進んでおります。あとは、会社が遠くて自宅から通勤できない、それで住宅を借りて勤務しているような若い人らが多いためになかなかいないと。

それと、旧友部消防後援会の会長会議でも、何回となく私も出ましたけれども、その中でもやっぱり人が集まらない。ぜひこれを合併再編成はできないものかという話も出ました。まず、このことについて、地域消防の再編成できないのかどうか、担当の消防次長にお伺いします。

それと、市の観光道路についてでございますが、笠間市は、観光のまちとして、春のつつじまつり、陶炎祭などのイベントが多くの人を集め、さらには日動美術館、北山の桜まつり、桜の愛宕山等々の場所がたくさんあります。中でも、笠間のお稲荷さんは日本三大稲荷神社の一つであります。初詣には80万人の集客があると。

これを踏まえて、以下お伺いしたいんですが、お稲荷さん神社前大通りを、大通りの門前通りにふさわしい道路景観に整備するため、電気とか電話の配線、こういうものを地下

ケーブルにしてはどうかと、私は常々あそこを通るたびに思うわけでありませう。

それと、稲荷神社から佐白山に上がりまして、昨年だったと思いますが、今の副議長の町田さんが、佐白山に上がるときの坂の途中が狭くて危険であるというような話も出ましたけれども、私も全く同感でありまして、その佐白山のつつじまつりの公園に行くところの坂の途中から狭くなっているんですね。ですから、あそこを何とか拡幅して、つつじ公園の手前なので、そののり敷にはツツジでも植栽して、観光地としてふさわしくしていただきたい。

それと、もう一つは、佐白山から直接陶炎祭とか芸術の森公園へ往来できるように、散歩道か遊歩道、こういうものをつくったらいいのではないかと思うわけなんです、このことについて質問いたします。よろしくをお願いします。

議長（市村博之君） 消防次長植木敏夫君。

〔消防次長 植木敏夫君登壇〕

消防次長（植木敏夫君） 5番藤枝議員のご質問にお答えいたします。

消防団は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するとともに、被害を軽減することをもって任務とし、平常時においても、住民への防火指導、巡回広報、特別警戒等、地域における消防防災の中核的存在として非常に重要な役割を果たしております。

一方、近年の社会経済情勢の変化の影響を受けまして、全国的に消防団員の団員数は減少しており、さらには総消防団員数の約7割がサラリーマン化している等の課題に直面しております。

ご質問にあるように、少子高齢化やサラリーマン世帯の進行、また分団によっては管轄地域の世帯数が少なく、団員の対象となる若い人材の絶対数が少ないなどが要因となり、市内のほぼ全分団において新入団員の確保に苦慮している状況にあるのは認識しております。

本市といたしましては、なお一層団員の処遇改善と消防設備の充実強化を図り、魅力ある消防団づくりを推進するとともに、各企業に対しても消防団活動への理解を協力を依頼し、団員が活動しやすい環境整備に努め、当面は現体制により市民の安全・安心を確保したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上であります。

議長（市村博之君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 5番藤枝議員から、市の観光と観光道路についてということで3点ほどご質問いただきました。

まず、1点目の笠間稲荷神社周辺でございますが、神社周辺は、催事以外にも美術館や秋の菊まつりなど観光客が多く訪れておりまして、この神社周辺の商店街につきましては、

観光地の商店街活性化に向けて何回か計画を策定し、ソフト事業を中心に活性化に取り組んでまいりました。

しかし、この通りの両側には電柱が立ち並んでおりまして、門前町としての雰囲気や道路景観が損なわれ、歩道幅員も最大限確保はしているものの、来訪者が安心して快適に歩けるような環境には至っていないと考えております。

このような状況から、笠間稲荷門前通り商店街では、以前から商店街活性化に向け歩道の確保等について議論を重ねてきましたが、地元との調整や道路管理上の問題により、歩道拡張や電線地中化等の条件整備ができなかったため断念してきたと伺っております。

このため、国が進めている地域活性化交付金を活用し、都市計画と連携しまして、笠間稲荷神社周辺商店街の活性化に向けた課題整理と、アンケートや道路を活用したコンセンサス事業を進め、門前通りの顔としてふさわしい店舗や電柱の地中化等も含めた道路景観などの整備の内容について検討してまいります。

次に、稲荷神社から佐白山のつつじ公園までの道路拡張についてでございますが、この道路につきましては、以前に一部改良を実施し、その後の整備につきましては、この地域が県立自然公園や下屋敷、さらに武家屋敷跡などの景観を持つ地域で、歴史的な景観や自然環境の保全が地域や文化団体、自然保護団体等から要望されている状況でございます。このようなことから、つつじまつり等のイベントの安全対策として、一方通行の交通規制や交通誘導などの対策をしており、今年度試行的にシャトルバスの運行を予定してまいります。

さらに、今回整備しました笠間稲荷駐車場の観光利便施設を核として、観光客の誘導や案内などのサービスの向上を図ってまいります。佐白山周辺のより一層の魅力を高めるための道路整備につきましては、今後の課題として検討してまいります。

続きまして、佐白山から芸術の森公園への遊歩道整備についてですが、この区間は、ハイキングなどの健康志向や自然体験型の観光客が多く利用しております。そのため、歩行系の観光客誘導のため、ポケットパークの整備や観光案内サインの充実、両会場での情報提供や案内などを強化し、つつじまつりと陶炎祭の連携を図り、回遊性の向上を図ってまいりました。

ここの道路事情は、狭隘な道路で、坂もあり、歩道のないところもあります。よって、周遊性を高めるために拠点間を結ぶ道路整備は重要であると考えておりますので、今後の整備については、関係各課及び関係機関と検討してまいります。

以上でございます。

議長（市村博之君） 藤枝 浩君。

5番（藤枝 浩君） 消防のことでございますが、ほかの市がこうだからこんなふうにしたのがいいという気持ちではございません。私は、笠間と石岡はほぼ人口同じで、団員定員数も同じぐらいなのかなと考えているわけでございますが、ただ、水戸市の人口が約

26万人もおりまして、定数枠が564人なんですよ、団員が。それを見ても大体わかると思うんですが、笠間の場合は合併して間もないということで、私も今まではこういう質問は差し控えてきたんですが、どうしてもここへ来て、地域の若者がいないということで消防団員がなかなか見つからない。それで、市民の命と財産、さらには安全・安心、そういう信条を持って地域で活動している団員の枠を、やっぱり若い人を集めるのが大変なので、それと地域の後援会の負担金ですか、こういうことも実際話に出ているわけなんです。市の方では、積極的にやるというのは幾らか控え目な感じではあると思うんですが、実はこの地域消防、自治消防団員というのは、地域の方で後援会費を集めて運営しているので、市も当然負担金とか助成金ありますけれども、そういうことでやっているの、市の方では積極的にできないという難しい面もあるのは事実なんです。それは私もわかっています。わかっていますけれども、今の少子高齢化によって若い人が見つからないというのが最大の欠陥ですね。そういうものを踏まえまして、ぜひとも消防の再編成をしてもらいたい。

この消防団、そして地域の事情なんかありますけれども、団員数も当然編成すれば減りますし、減れば経費の削減、そして地域が広くなれば若い人も何とか見つかるんじゃないかと。それと、地域消防後援会費も市の経費削減にもなりまして、市長の公約でもある行財政改革の一環であると思うんです。これをぜひ今後考えていっていただきたいと思います。このことについては、市長の考えをよろしくお願いします。

観光についてでございますが、実は私は、長野市、荻市、それに新潟県の新発田市と、観光に力を入れております市を研修してきましたが、いずれの市も、地区を選定しまして観光協会、商工会、そして市民と協定を結び、住民主体の景観環境の改善を図り、ゆとりあって潤いのあるまちづくりを目指した展開を、何回となく会議を重ねまして、大分苦勞なされましたが、今では観光地として栄えて成功しています。

現在、市の財政が厳しくて難しいと思うのであれば、項目をつくって、期限を決めまして、基金なんかも積んで、しっかりとお稲荷さんの前を地中ケーブルにして、景観がよくなるように、この表通りを観光の地としてふさわしいまちにしていっていただきたい。

これもやはり補助をもらったからやるんじゃなくて、今、私が言った3市も県、国あたりの補助金があるそうなんです。副市長もここには県の方から来ていますし、いろいろな補助事業があると思うんです。こういうことに対して副市長も助言をして、しっかりと、この笠間はお稲荷さん前が何といても観光の一つですから、これをやらなければ、ほかの観光といっても、それはありますよ、北山の桜まつりとか、愛宕山の桜まつり、陶炎祭、何といたってこれはお稲荷さんの前ですよ。ですから、職員みんなアンケートでも何でも話しまして、何とかここを成功させていただきたい。

そういうことで、副市長か市長に答弁をこのやつはお願いしたい。よろしくありません。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 藤枝議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

ご承知のとおり、笠間市の消防団員につきましては、合併と同時に笠間市連合消防団となりまして、さらに昨年20年4月1日に正式に笠間市消防団として一本化されまして、分団編成や人員については従前のまま引き継いで今日に至っているわけでございます。

各分団での消防団員の確保につきましては、藤枝議員も後援会会長をされていたということでございますが、後援会初め、各分団の皆さんに、団員確保につきまして大変ご尽力をいただいているわけでございます。また、そういう中で確保が非常に難しいという話も、私どもの方に声として届いている現状がございます。

そういう状況の中で、団員の待遇を少しでも改善したいということもございまして、今回、その報酬の議案をこの議会に上程をさせていただいているところでございます。

団員の数につきましては、議員述べられたように石岡は笠間市と同規模でございますし、また水戸は人口の規模の割に笠間市より少ないという状況でございますが、なかなか人口規模で一概に言い切れないところもあるようでございまして、各市町村見ますと、常陸大宮なんかは人口が4万6,000で1,300人、神栖は笠間よりちょっと大きいですが、1,100人という状況もございます。これはやはり消防団のその地域での歴史的な背景、さらには市町村の地理的条件、面積であるとか山合いであるとか、そういう状況が影響しているのではないかなと思っております。

経費の削減につきましても、確かに統廃合によって経費の削減が図られることはあろうかと思えますが、8万市民の生命、財産を守るという観点につきまして、現体制を維持していきたいと考えておるところでございます。

団員の確保、さらには消防団の中でのいろいろな課題については、消防団の連携をとりながら、それらの課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

それと、笠間稲荷門前通り商店街の電線地中化や景観の統一のお話でございますが、やはりこの門前通りにつきましては、笠間市の観光の顔であると私も思っております。合併前に、あの地域の景観統一やら、都市計画の中での道路の拡幅やら、例えば一方通行にするとか、いろいろな計画を地元の代表の皆さんと話し合いながら進めてまいった経緯がございます。計画書だけでもたしか2回か3回はつくっていると思えますが、それらが全く実施をされてこなかったという現実がございます。これはいろいろ地元の調整が思うようにはいかなかったとか、いろいろな理由があろうと思えます。

ただ、こういう時代の中において、これからあそこを中心にさらなる観光客の誘致、それに伴う交流人口の拡大を図るという意味では、私は、あそこの笠間市の顔である門前通りの商店街の何らかの手は打たなければいけないという思いは持っておりました。そういうこともありまして、また地元からもこのままでは衰退してしまうと、そういう意見もあ

りまして、先般ご承認をいただいた20年度の補正予算の中で、計画の合意形成のための予算措置をさせていただいたところでございます。

私は、地元の方に言うておりますのは、今回が最後のチャンスだと思って地元も取り組んでくれと。我々も応援できることはしっかり応援していきますけれども、地元も本気になってやらなければ、あそこを何らかの形で、いわゆる城下町や門前町としての趣の合ったまちづくりにしていかないと今後生き延びれないよと、そういう投げかけはさせていただいております。そういうことで、市の方ともしっかりと取り組んでまいりたいと思いません。

以上です。

議長（市村博之君） 藤枝 浩君。

5番（藤枝 浩君） 今、市長の答弁をいただいて心強く思いましたけれども、この門前通りに関しましては、部長にもう一度言いたいんですが、今、市長がそんなふうになにかしたいと、最後だと思うのでこれは真剣に考えたいということですから、部長よろしくお願いしまして、終わりにします。

ありがとうございました。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時01分休憩

午後2時16分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番横倉きん君の発言を許可いたします。

16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） 16番、日本共産党の横倉きんです。

通告に従い一般質問を行います。

初めに、介護保険制度について伺います。

介護保険制度は、ことし4月で制度開始から10年目を迎えます。この間介護サービスの総量はふえましたが、社会保障切り捨ての構造改革のもとで負担増や介護の取り上げが進み、家族介護の負担は今も重く仕事をやめざるを得ない人、高い保険料や利用料を負担できず制度を利用できない低所得者も少なくありません。介護現場での劣悪な労働条件の改善も急がれます。制度改定に当たり、だれもが安心して利用でき、安心して働ける介護保険制度にするために伺います。

3年ごとの見直しがあり、そのたびに保険料が上げられてきました。老年者控除や公的年金等控除の縮小、定率減税など各種控除がなくなり、これと連動して国保税や介護保険料もより負担増になっています。昨年からは後期高齢者医療制度の実施でさらに負担が重くなり、暮らしは大変であります。少ない年金で暮らしてきた高齢者は、介護が必要とな

って利用料が重くのしかかり、生活が壊される事態も広がっています。生活保護以下の所得の少ない高齢者には、介護保険料、利用料の免除をすべきではないでしょうか、伺います。

また、厚労省文書では、介護保険給付準備基金の取り崩しを要請しています。私は、この厚労省文書を活用し、平成20年度の介護給付費準備基金の見直し高3億6,500万円を取り崩し、介護保険料の引き下げを求めますが、見解を伺います。

第2としまして、2006年の改定で介護の適正化、新介護予防給付がつくられ、介護を受けている人の生活実態が全く変わらないのに、認定の更新で要介護度が下げられ、介護の取り上げが進められてきました。今回の改定で介護認定の仕組みが改悪され、利用者から聞き取る調査項目を大幅に減らし、認定審査会が参考にする統計的な参考資料も大幅に減らされるものになっています。新方式の要介護認定のモデル事業の結果では、これまでよりも軽度判定された人が、厚生労働省の資料でも2割を超えています。市は、必要な介護サービスを受けたくても受けられなくなる今回の新方式の要介護認定基準を凍結し、再検討することを求めますが、その見解を伺います。

3点目としまして、介護の現場では、仕事に意欲がある人でもやめる人が後を絶たず、人手不足が深刻です。低賃金であり、また労働条件が余りにも厳しいことから、介護労働者の辞職率は、全産業の平均よりも4.5%も高くなっています。しかも、介護従事者の20%を超える人たちが離職しており、介護職に就職する人も大幅に減っています。今回の介護報酬の3%引き上げは、介護労働者の大幅な賃上げと労働条件の改善につながるのか伺います。

4点目としまして、在宅での生活が困難で特養ホームに入所を希望しているが、現状は待機者が多く入所できず事態は深刻です。市は3カ年計画を立てていますが、具体的施設の建設計画化はどう実現するのか、予算化についても伺います。

次に、第2問としまして、学校給食について伺います。

学校給食は大切な教育の一環であり、学校給食は義務教育諸学校の設置者の責任で実施することを学校給食法が明確に指摘しています。安心して安全な給食の提供義務は自治体にあるわけで、順次伺います。

前回12月議会で、調理業務の民間委託では県職員栄養士が委託契約調理員に直接指示命令することができないのではとの質問に対し、これまでと変わりなく問題ないとの答弁でした。今回の入札で委託契約に栄養士の雇用がされるのかどうか。また、労働法、職業安定法などについてどのように検討されたのか伺います。

2点目として、市の行政改革で、経常経費の適正化、人件費削減のための民営化推進を進めていますが、学校給食調理員を市が新規で若い人を採用した場合、友小、友中の現在の正職員、正規が4人、臨時嘱託2人という人数で計算した場合、1年目、5年目、10年目、20年目での人件費を試算すると年間幾らになるか。委託契約とどれだけ違うか、伺い

ます。

3点目として、旧3地区で学校給食費に大きな差があります。その大きな原因の一つに、米飯の委託が挙げられます。給食費の負担軽減のために、旧友部地区のアルミ弁当をやめ、せめて飯缶方式に改善し、給食費の引き下げを求めます。

4点目としまして、米飯給食は、栄養のバランスもよく、おいしく、腹持ちもよく、子どもたちに大変喜ばれています。和食にすると野菜も多く使い、地場産業利用の拡大にもつながります。

新年度に予算化された県の米消費拡大推進事業は、ご飯を中心とする日本型食生活を普及定着させるために、県が市町村に米飯とパンとの差額に補助するものです。この事業を活用し、米飯給食の回数をふやすことを求めます。

また、地場産利用の取り組みが全国的にも注目されています。市は、今年度重点施策として農業振興を掲げています。学校給食の地場産の活用について、新年度はこれまでの実績に対し、どれだけ上乘せさせる取り組みになるのか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 16番横倉議員のご質問にお答えします。

1点目の質問でございますが、介護保険料につきましては、高齢者人口の増加により認定者数が平成21年では2,596人、平成23年度は2,789人と増加し、介護サービス給付費も増加するものと見込まれます。

これによりまして、65歳以上の介護保険料の負担も増加すると考えられますが、第4期介護保険事業計画においては、介護給付費準備基金を3年間で2億6,750万円を取り崩し、基本額を前年計画の基準月額3,600円と同程度になるよう、保険料の負担軽減を行うものでございます。

なお、介護給付費準備基金は、介護保険財政の安定した運営をするためのものであり、全部取り崩すことは考えておりません。

また、介護保険料につきましては、介護保険法に基づき所得に合った基準により介護保険料の徴収段階を定めており、低所得者にも配慮したものとなっております。介護保険制度は、介護を国民みんなで支え合いとするものであり、保険料を支払った者に対して必要な給付を行うものであることから、保険料を免除する考えはございません。

また、利用料につきましては、市単独のサービスであります。笠間市介護保険利用者負担軽減に関する要綱に基づきまして、低所得者で特に生計が困難である者に対して、訪問介護サービスの利用料の利用者負担分の2分の1を月4回を限度として軽減をしております。その他の介護サービスの利用の減額については考えておりません。

2番目の質問でございますが、今回の要介護認定制度の見直しにつきましては、現在の

第1次ソフトが平成13年のデータを使用しておりますので、平成19年度からの最新のデータに基づくソフトを開発することにより、第1次判定においてコンピューターによる要支援2及び要支援1の振り分けを行うとともに、認定調査を平準化した上で審査会判定で適切に判定できるようにしたものでございます。

国においては、現在の認定方式とモデル事業を比較して、現行の判定と一致した方、現行の判定より重度に判定された方、軽度に判定される方がおりますが、最終的には審査会で判定するため、問題はないとの結論に達しております。

調査項目や統計調査資料の削除につきましても、関係資料をもとに身体的状況を判断することがより重要であるため、影響はないものと思っております。

また、市町村独自でこの制度を直すことは不可能であり、本市では国の基準に基づき実施すべきものと考えております。

3点目の質問でございますが、介護従事者の賃金は事業者と介護従事者との間で決められるものでありますが、今般の介護報酬改定に基づき、質の高いケアを実施するサービス評価、加算などによりまして介護サービス収入の若干の増加が見られますので、介護従事者の処遇改善につながるものと考えております。

4番目の質問でございますが、特別養護老人ホームにつきましては、現在、笠間地区に2カ所、友部地区に1カ所、岩間地区に1カ所の計4カ所がございます。入所希望につきましては、県の調査によりますと現在87名の方々がおりますが、そのうち既に介護老人保健施設等の施設に入所されている方を除いた場合、55名が特別養護老人ホームに入所を希望されています。

施設整備につきましては、第4期介護保険事業計画期間の平成22年度に40床の増床、23年度に20床の計60床の増床を行うことにより、入所希望者の受け入れを考えておりますので、市内の特別養護老人ホームに増設意向を伺い、実現に向けて実施していきたいと考えております。

また、施設増床の補助金等につきましては、本市にはございませんので、県の単独補助を活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 教育次長加藤法男君。

〔教育次長 加藤法男君登壇〕

教育次長（加藤法男君） 学校給食について横倉議員のご質問にお答えいたします。

最初に、1番目の件でございますけれども、委託に当たりましては、関係法令や先行実施している市町村等の対応などを通して検討してまいりました。

委託内容では、栄養士が直接委託先の調理員に指示するのではなく、委託先の業務責任者が調理員に指示し調理するため、学校給食調理委託は、労働法、労働派遣法、職業安定法に違反するものではないというふうにとらえているところでございます。

また、学校給食調理業務委託に当たっては、国の学校給食の運営の合理化を推進する方針昭和60年1月学校給食業務の運営の合理化に基づき調理業務委託を行うものでありまして、現況においては問題はないと判断しているところでございます。

次に、2番目でございますけれども、現在、正規職員は、友部小学校が4名、友部中学校が4名の8名でございます。臨時職員が友部小が2名、友部中が2名の4名になります。

新規採用職員を高校卒業者18歳卒業とする基準で、臨時職員を含め総数12名で、ご質問のありました年数ごとの給料、賃金、共済費等を含めた人件費で試算いたしますと、1年目で年額3,503万円、5年目で年額3,815万円、10年目で年額4,382万円、20年目で年額約5,472万円程度であります。この人件費と、委託費年額3,475万5,000円を比較いたしますと、人件費が1年目で27万円の減となり、5年目で約340万円の減額、10年目で約906万円の減額、20年目で約1,997万円の減額になるという試算内容でございます。

また、平成19年度の正職員及び臨時職員の人件費12名分を今回の民間委託費と比較いたしますと、約1,627万円の減額というふうに試算しているところでございます。

次に、3番目でございますけれども、現在、友部地区は弁当方式による米飯の委託を行っておりますが、これを飯缶方式にすると、委託業者として新たな設備投資が必要となります。また、市として自校炊飯による飯缶方式に改めるには、炊飯施設の整備及び食器類など多くの設備費が伴うことや、茨城県学校給食会など関係機関との協定もございまして、その調整も必要になってくるということでございます。

このため、学校給食については、老朽化をしております現在の笠間給食センターの建てかえに合わせて、今後どのような方向で運営することが望ましいか、全体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、4番目でございますけれども、県の米消費拡大事業につきましては、現在県議会に提案されているところであり、その内容は、米飯とパンとの差額の2分の1を県で負担すると聞いているところでございます。具体的な補助要綱などは示されておられません。

現在、笠間給食センターは、ご飯週2.5回、岩間給食センターは同じように週3回、友部の自校方式については、小学校が週2.5から3回、中学校は週3.5回などの献立となっております。

また、現在の笠間給食センターの施設では、設備上の問題もございまして米飯をふやすことは困難な状況にあります。食材料の高騰の中、給食と食事のバランスを考慮したものでありますので、現在のところ米飯をふやす計画はございません。具体的な補助要綱などが示された時点で、さらに検討してまいりたいと考えております。

また、学校給食、地場産の活用に関する実績と、新年度どれだけ上乘せする取り組みができるかのご質問でございますけれども、栄養士が配置されている学校及び給食センターを対象に、20年6月及び11月の各第3週5日間を限定し、地場産の使用状況を調査した結果でございますけれども、約15%を使用しておりました。地場産の活用については、地

元で供給できるものは使わせていただき、納入業者には地元産を優先して納入していただけるようお願いをしているところでございます。

現在、年間に使用する食材の品目や使用量について取りまとめを行い、その食材に対してJA及び生産農家の関係機関と、どのような納入、生産体制ができるのかなどについて検討を行っております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 横倉さん君。

16番（横倉さん君） 介護の見直しの中で、厚生労働省の介護給付費準備基金の取り崩しということで2億何千万で、全額は入れてないということですか、この介護給付費準備金というのは、全額崩したかどうか大きな問題だと思います。

本来、この介護給付費の基金の原資は介護保険料でありまして、3年に一度は精算されなければならないものです。全額取り崩して引き下げることが、やはりその3年間の中で亡くなったり、地方に引っ越したりと、そういうことが出てきますので、これは厚労省でも述べていますように保険料に入れて、保険料の算定やなんかについては見直すということになっているかと思えます。

それで、どんどん高齢者がふえているということですが、私もずっと介護保険給付費の推移を見てみましたが、やはり受ける対象者はふえています、利用料はさほど、それに伴って急激なふえはありません。そして、予算の資料の中にもありますように、基金準備金というのが21年度でもちょっとふえていくような試算になっています。そういう中で、今、本当に介護を受けている第1号被保険者、納めている方は、保険料が大変で実際は利用できない。保険料がどんどん上がっていくのに、受けるサービスがなかなかもらえない、そういうふうにこぼしております。やはり今、介護保険料を払っている方は本当に生活が苦しい。夫婦合わせて5万、10万円ちょっとですよ。そういう方が多いんです。そういう中で、保険料を引き下げる、その3カ年で精算するというのは、やはりそういう生活で苦しんでいる方たちに対するきちとしたものでなければならないと思います。

この介護保険2000年にできましたが、この制度ができる前は、所得の低い人はほとんど利用料も払わなくてできたわけですよ。いろいろな問題ができて、この介護保険制度というのは、家族だけでは大変だということで、社会的に介護を支えていこうという理念でやったわけですが、実際はなかなかそうはいかないということがありますので、ぜひその辺も検討して、この制度の再検討を予算に計上して、残れば次の年になるわけですから、全額入れても何ら差し支えはないと思いますが、その辺での検討を再度求めます。

それから、認定の面で06年でも変わりました。介護予防ということで、介護をやっていると逆に自分でやらなくなってどんどん悪くなるんだというような見直し、介護の適正化ということが言われて、認定が下げられた人が多くなって、再度更新のときにこれでは困ると言っても、なかなか更新されてない状況を聞いています。

今回、いろいろやって、余り変わらない。市独自で変えるのは大変だというのは、確かにあると思います。そういう中で、この認定の新しい審査方法というか、モデル事業で3万のケースでやっても2割は超えているんですね、判定が。

例えば火の始末とか、寝たきりの人、寝たきりの人は移動とか車に乗るとかほとんどないんですね。そうすると介護なしという形になってしまいます。あとは髪の毛がない人、洗髪の部分では髪の毛がないんだから介護なしになっちゃうんですね。頭は髪がなくても洗わなくちゃならないでしょうけど、そういう形でいろいろな点で、6項目ふやして14項目を減らしたという中身です。

判定基準も、どんどん減らしていった中では、1次判定やった中で、また次の見直しというのがありますけれども、そこでの見直しが、今までは29%ぐらい見直しで変えられるというのがあったんですが、今度の判定基準だと、それが少ないために余り判定が変えられない。そういう状態があるので、やはり必要な介護を受けられない状態が生まれるのではないかと思います。そういうことが一つあります。

それと同時に、今、3%の介護の引き上げで介護従事者の待遇改善がなるのかということで、一部なるようなお話でありました。しかし、この認定基準下げられますと、施設で介護度5の人が4に1人とか、4の人が3に2人とか、そして介護1の人が2人ふえた、1人ふえたとなりますと、施設の、今度いろいろな待遇すればそれだけ上乗せしますよというのがもし600万円上乗せなりますよと入りますけれども、認定が下げられたおかげで500万円とか600万円下がってしまう。そうすると、働いている人の給料に上乗せできるその報酬増が吹っ飛んでしまう、そういうおそれが試算されております。

これはやすらぎホームの新設定による試算ということですけど、そういう点では、2回にわたって4.7%の報酬が引き下げられて、普通の労働者の2分の1、本当に安い報酬になっている中で、人員の不足というのは物すごく大変な、なかなか上げられないというのが実態ではないかということで、私はやはり。

議長（市村博之君） 横倉君、発言は簡単明瞭にお願いいたします。多分答弁に困りますので、よろしくお願いいたします。

16番（横倉きん君） はい。

そういう中で、やはり介護労働者の待遇改善につながるような施策を国に、この給付が上がったことで保険料にならないような具体的な施策を国にぜひ求めていただきたいと思っております。今のそのような状況を認識しているのかどうか伺います。

それと、学校給食の方です。今度の入札では栄養士は採らないという契約になっているかと思っております。文科省の通達でも、給食業務は、あくまで栄養士の指示に従い、その指示監督のもとに行う業務として明記しております。そういう点で、どういうふうにそこをとらえているのか伺います。

そして、現在、友小、友中には栄養士さんいるわけです。そういう方の業務はどういう

ふうになるのか。この委託された場合に、どういうふうな仕事、業務になるのか。

それから、今、市の行革の中で試算をいただきました。最初が910万円ということで行われました。この民営化を進めるに当たっての業務委託ということについては、かなり民営化になると浮くということですが、私は今の現状のままで試算するとというふうに言っていたわけで、私の試算からすると、正職員と臨時職員が8人と4人という形で試算しましたところ、前年はやはり910万円安い、10年目では168万円、20年では946万円が高くなるということで、民営化しても、新規採用、新しい人ですね。1カ月、聞きましたら13万幾らの給料ですから、年間その人は22万幾らですよ。ですから、順次やめたら新しい人を採用すれば、この学校給食が教育の一環としてきちっとやられるという位置づけになっている中で、そんなに大きな負担を強いることはない。そういう点では、やはり直営にして、この食育推進をもっと充実しなさいというふうになっているわけですから、その点で再度この民営化の問題では検討する必要があるんじゃないか。今後の課題としていただきたいと思いますが、その辺の考えを伺います。

それから、飯缶方式だといろいろな学校給食会との調整もあるし、施設もかかるということですか、お聞きしたいのは、合併して旧3地区では学校給食費に大きな差がありますよね。ご承知のとおりです。4,800円が一番高いんですが、4,100円と一番高いところでは700円違うわけですよ。そういう中で、アルミ弁当が割高になっていて、その分、米代とか食材というのは、前にも何回も言っていますが、ご飯そのものが食材だという考え方ですけど、私はそれは問題じゃないかと思うんです。それで、この食材は父母負担ですが、加工賃、事務経費、学校給食の給食費を下げるためには、すぐ飯缶方式にできなければ委託料やなんかで市が負担すべきではないでしょうか。それが一つです。

あと、今度、学校給食の会計が公会計に新年度から統一されます。そういう点で、これまで笠間地区、岩間地区では、お米代、牛乳代にそれぞれ何らかの形で補助がされてきました。友部地区の学校給食に対して、補助が、公会計になったわけですから、支給されるものと判断するのですが、そこは確認ぜひしたいと思いますが、どういうふうになっているか、ご答弁をお願いします。

それから、県の農業振興施策の中で、15%地元のということ。茨城県では27%、一番高いのが佐賀県ということですが、農家の方はお米はぜひ学校給食で多く使ってほしいというのがありますし、子どもたちも喜んでご飯の給食を望んでいるわけですが、いろいろな点もあるかと思いますが、やはりこの問題では、米飯給食の回数、地産地消の点から見ても、農家の方の懐を温める、ふやす、そういう取り組みが大事でありまして、子どもと農家の人、ふやすことは物すごくいいわけですので、県の具体的な施策が出たら検討されるということですので、ぜひ前向きな形で検討していただきたいということです。これは要望です。

では、前の再度の答弁をお願いします。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） まず、答弁をする前に、2番目の答弁の中で「要支援2及び要支援1の振り分け」と申し上げましたが、「介護1」の誤りでございますので、訂正させていただきます。

それでは、第1点目の介護保険関係の基金の取り崩しを全額してはどうかというご質問でございますが、介護給付費準備基金の取り崩しにつきましては、国において、各保険者が必要と認める額を除き次期計画において歳入として繰り入れるべきものとしておりますので、介護保険財政の安定した運営を図るためにも財源として残しておくものでございます。

2点目の要介護認定制度でございますが、まず、認定調査票がマークシートになってございます。それ以外に、各項目ごとに特記事項ということで細かく内容を記載できるようになってございます。そういう特記事項を各認定審査会の委員さんの方に情報提供して審査するものでありますので、一人の調査員の判断よりは、審査会で判断した方がより正確になるという国の方の結論になっております。

3点目の認定基準、介護従事者の報酬が改善されないのかというような質問でございますが、先ほど申し上げましたように、居宅介護支援、居宅介護予防につきましても、ケアマネジャー1人当たりの取り扱い件数が、現在、40件以上となった場合にはすべて逓減制で算出されておりました。それらの改正によりまして、40件未満の場合には規定の単価で計算をして、40件以上には逓減制が適用されるということで、介護従事者の改善に今後つながるのかなと思っております。

また、国の方に要望してはどうかということでございますが、現行制度でやっていきたいと考えておりますので、考えておりません。

以上でございます。

議長（市村博之君） 教育次長加藤法男君。

教育次長（加藤法男君） 2回目のご質問にお答えしたいと思います。

栄養士の仕事の件でございます。指示命令等についてでございますが、再三申し上げますとおり、委託業務の場合、栄養士が直接調理員に指示命令をしているいろいろなものをやらせるということではなくて、その調理業務を行っている中の責任者に対して栄養士が献立表とかそういうものを上げて、その責任者の指示のもとに調理師は調理業務を行うということでございますので、何度も何度も申し上げておりますけれども、そういうことだけは再度頭の中に入れて答弁の方を聞いていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

栄養士の仕事でございますけれども、献立づくり、業務責任者への調理とかそういう献立表に基づく業務の指示、あと全体的な衛生とか安全管理について栄養士は行っております。

本来でありますと、直接自校方式でやっている県費負担の栄養士については、そのほかに調理業務とかそういうものについて常に指示監督をする業務であったんですけども、そういう時間が今度なくなりますので、子どもたちへの食育の指導とかそういうものにもかかわる時間ができ、大変効率的な食育授業ができるのではないかと考えているところでございます。

また、食材の負担でございますけれども、これは学校給食法にもちゃんとうたわれておりますとおり、食材、調理をするときに必要な材料につきましては保護者の負担であるけれども、それ以外の経費、調味料とかいろいろたくさんありますけれども、そういうものについては自治体の方で用意をするということになっておりますので、その点は同じでございます。

また、各地域ごとに給食費が違う、相当の差があるということでございますけれども、これは旧市町の段階でそれぞれに給食部会という学校、保護者、栄養士等々でグループを組んでいる協議会があるわけなんです、その人たちが、食材とかカロリーとか、そういうものをいろいろ試算しまして定めた金額であります。

また、友部町については、試算した当時は、小学校で3,800円、中学校で4,300円という試算額が出たわけですけども、保護者の方から強い要望がありまして、食後のフルーツを必ず出していただけるようにしてくださいよというようなことで、それに小学校500円、中学校が500円上乗せしたという経緯もございますので、一概に食材に伴って、また調理の方法とか、飯缶方式にしたとか、食器方式にしたとかということによっての金額の差異ではございませんので、その点ご認識いただければと思います。よろしく願いいたします。

また、補助金関係でございますけれども、米の補助金につきましては、以前は県費補助という形であったんですけども、その補助金がなくなったということで、旧笠間、旧岩間では補助金をしたという経緯はございますけれども、今現在におきましては、給食センター方式をとっている岩間と笠間地区につきましては、公会計という形の中で、不足を生じた場合に一時的に補っているというような状況でありまして、完全なる補助という環境ではございませんので、その点ご理解いただきたいと思います。21年度からは友部地区も自校炊飯方式であっても公会計で取り扱うということでございますので、同じような環境になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（市村博之君） 横倉きん君。

16番（横倉きん君） 栄養士の問題です。調理員と栄養士の関係はこれまでと変わらないということでしたが、今、答弁いただきますと、調理の責任者に栄養士が指示をするということになったので問題はないということにお聞き受けしたわけですが、違いますか。学校給食の調理業務のところには栄養士は全然行かないということでしょうか。

その辺をはっきりしていただきたいのと、栄養士がいないわけですよ、調理する段階では。学校給食調理業務の中で、栄養士の指示に基づいて調理業務をやるということには今回はならなくなったということでしょうか、再度。それはこの学校給食法からすると、現場に栄養士と委託の調理の人たちとの同一仕事というのは全然なくなったということでしょうか、それはやはり問題ではないかということですね。

それと、介護保険の方でお伺いします。今回、3%の報酬の引き上げですけれども、介護従業員の値上げになる形がやはりとられるべきだと思いますし、今、一番問題なのは、見直しの段階で受けられる方の要望をきちっと把握して、その意向、希望をきちっと聞いてほしい。再度、この辺を十分審議会の方たち、この経費削減というか、社会保障切り捨てで毎年2,200億円を減らすという中で、実際は必要なのに、介護給付費を引き下げたため、医療費などもそうですか、どんどん認定が厳しくなって、本来なら人間的にきちっと介護を受けたいのに、食事をするにも、4人並べて次から次という形で、介護現場は物すごく介護する人にとっても心痛む、そういうことがしょっちゅう起きているそうです。それで、事故が起きるといのは、骨折でも何でも、手が少ないので夜に事故が起きているということが言われています。

そういう点で、この介護保険制度、社会的に支えるということですので、ぜひ利用者にとってきちんと必要な介護が受けられるように、認定の方でも厳しくその辺は指導をしていただきたいということで、それは要望をしておきます。

では、最後の答弁を学校給食の方でお願いします。

議長（市村博之君） 教育次長加藤法男君。

教育次長（加藤法男君） 再々度の質問にお答えいたします。

栄養士との指揮命令関係でございますけれども、前にも申し上げたとおり、多分、議員の方でちょっと勘違いをしているのかなと思われましてけれども、「変わりはないのですか」といったときに、「今までどおり変わりありません」という答弁はしました。それはどういう意味かということ、現在行われている北川根小学校の調理委託業務と変わりはないのですかというふうに私はとらえたので、変わりはございませんという答弁をしましたので、その点もう一度私の方から改めて訂正をさせていただければと思います。

また、栄養士については、今回どうして友部小学校と友部中学校を調理委託業務としたかということなんですけれども、そこには県費負担の栄養職員が常駐しているということで、その栄養士が調理業務委託を受けた会社の置いた責任者に指示伝達ができるという環境でありますから、業務委託を取りつけるような環境になったんですけれども、これが現在ある友部第二小学校とか、第二中学校とか、そういうところは今現在のままでは調理業務というものはできませんので、その場合には、市の方で、もしくは業者の方にちゃんと管理栄養士もしくは栄養士を配置しなければそういう業務はできないということでございますので、そういう場合には、仕様の段階でもそういうものをちゃんと位置づけた上で

願いするということになるかと思えます。

ただ、指揮命令というのは直接こちらでやるということになりますから、業者の方じゃなくて、笠間市の方でちゃんと学校の方に管理栄養士を配属して業務委託をするという環境になるかと思えますので、よろしく願います。

議長（市村博之君） 16番横倉きん君の質問を終わります。

散会の宣告

議長（市村博之君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議はあす17日午前10時から開きますので、時間厳守の上ご参集ください。大変ご苦労さまでした。

午後3時09分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市 村 博 之

署 名 議 員 常 井 好 美

署 名 議 員 海老澤 勝 男